

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

| 1. 評価対象に関する事項 | | | | | |
|--|---|--------------------------|--|--|--|
| 法人名 | 独立行政法人福祉医療機構 | | | | |
| 評価対象中期目標期間 | 見込評価 (中期目標期間実績評価) | 第4期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。） | | | |
| | 中期目標期間 | 平成30年度～令和4年度 | | | |
| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | | | |
| 主務大臣 | 厚生労働大臣 | | | | |
| 法人所管部局 | 社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局 子ども家庭局 健康局 | 担当課、責任者 | 社会・援護局福祉基盤課 宮下 雅行 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 矢田貝 泰之 企画課長 医政局医療経営支援課 和田 昌弘 医療経営支援課長 年金局資金運用課 西平 賢哉 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 千葉 茂雄 労災保険業務課長 子ども家庭局母子保健課 山本 圭子 母子保健課長 健康局難病対策課 瓦原 哲弘 難病対策課長 | | |
| 評価点検部局 | 政策統括官 | 担当課、責任者 | 政策立案・評価担当参事官室 山田 航 参事官 | | |
| 3. 評価の実施に関する事項 | | | | | |
| 令和4年8月8日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。 | | | | | |
| 4. その他評価に関する重要事項 | | | | | |
| 該当なし。 | | | | | |

様式 1－2－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定様式

| 1. 全体の評定 | | |
|---------------------|---|-----------------------|
| 評定 (S、A、B、C、D) | B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると見込まれる。 | (参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 |
| 評定に至った理由 | 項目別評定は 15 項目中、A が 4 項目、B が 11 項目であり、うち重要度「高」であるものは A が 4 項目であった。 全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。 | |
| 2. 法人全体に対する評価 | | |
| 法人全体の評価 | <p>第 4 期中期目標期間中においては、新子育て安心プランに基づく待機児童解消に必要な受け皿の整備や地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現が求められる中、必要な施設整備の資金等の融資を実施するにあたって、福祉医療貸付制度の周知・広報回数や協調融資金融機関数など、定量面において計画を達成する実績をあげているだけでなく、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療機関等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権区分別に適正な期中管理を実施していること等、定性面において多くの実績をあげていることは高く評価できる。</p> <p>また、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した福祉医療施設に対する資金繰り支援を行い、その経営安定化に大きく貢献していることは高く評価できる。</p> | |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | 特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。 | |
| 3. 課題、改善事項など | | |
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | 特になし。 | |
| その他改善事項 | 特になし。 | |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 特になし。 | |
| 4. その他事項 | | |
| 監事等からの意見 | <p>【監事からの意見】 業務執行は適切に行われている。また、理事長のリーダーシップのもと、目標に対する業務の進歩状況や実務管理を経営陣がマネジメントし、各部門それぞれが求められる役割を適切に果たし、しっかりと成果に結びついていると評価している。</p> | |
| その他特記事項 | 特になし。 | |

様式 1－2－3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

| 中期目標 | 年度評価 | | | | | 中期目標 期間評価 | 項目別 調書No. | 備考欄 |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|--------------|--------------|------------|
| | 30 年度 | 元 年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | | | |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | | |
| 福祉医療貸付事業 | A○重 | A○重 | S○重 | A○重 | | A○重 | | 1-1 |
| 福祉医療経営指導事業 | A○重 | A○重 | A○重 | A○重 | | A○重 | | 1-2 |
| 社会福祉振興助成事業 | B | B | B | B | | B | | 1-3 |
| 退職手当共済事業 | <u>B</u> ○重 | <u>A</u> ○重 | <u>A</u> ○重 | <u>A</u> ○重 | | <u>A</u> ○重 | | 1-4 |
| 心身障害者扶養保険事業 | B | B | B | B | | B | | 1-5 |
| 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET 事業) | A○重 | A○重 | A○重 | A○重 | | A○重 | | 1-6 |
| 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 | B | B | B | B | | B | | 1-7 |
| 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 | B | B | B | B | | B | | 1-8 |
| 一時金支払等業務及び補償金支払等業務 | - | B | B | B | | B | | 1-9 指標設定困難 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、各年度の項目別評定調書の項目別調書 No.を記載。

| 中期目標 | 年度評価 | | | | | 中期目標 期間評価 | 項目別 調書No. | 備考欄 |
|---------------------------|----------|------------|---------|---------|---------|--------------|--------------|------------|
| | 30 年度 | 元 年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | | | |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | | |
| 業務・システムの効率化と情報化の推進 | B | B | B | B | | B | | 2-1 指標設定困難 |
| 経費の節減 | C重 | <u>C</u> 重 | B | B | | B | | 2-2 |
| | | | | | | | | |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | | |
| 運営費交付金以外の収入の確保 | B | B | B | B | B | B | B | 3-1 指標設定困難 |
| 自己資金調達による貸付原資の確保 | | | | | | | | |
| 不要財産の国庫納付 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| IV. その他の事項 | | | | | | | | |
| 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 | B | B | B | B | | B | | 4-1 指標設定困難 |
| 内部統制の充実 | B | B | B | B | | B | | 4-2 指標設定困難 |
| 人事に関する事項 | B | B | B | B | | B | | 4-3 指標設定困難 |
| | | | | | | | | |

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|----------------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|---|-----------------------------|------------|------------|--|--|--|--|--|
| 1—1 | 福祉医療貸付事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること | | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号 | | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。 | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビュー番号 794・802 | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 予算額（千円） | 30年度 | 元年度 | | | | | |
| 制度の周知・広報回数（計画値） | 100回以上 | — | 100回以上 | 100回以上 | 100回以上 | 100回以上 | 100回以上 | 41,126,966 | 38,503,401 | 34,692,196 | | | | | |
| 制度の周知・広報回数（実績値） | — | 126回 | 126回 | 136回 | 151回 | 123回 | — | 37,772,043 | 34,222,305 | 31,767,325 | | | | | |
| 達成度 | — | — | 126.0% | 136.0% | 151.0% | 123.0% | — | 43,815,149 | 33,645,816 | 38,180,043 | | | | | |
| 協調融資金融機関数（計画値） | 最終年度に65機関以上増加 | — | 13機関以上 | 13機関以上 | 13機関以上 | 13機関以上 | 13機関以上 | △ 2,875,705 | 4,442,862 | 817,896 | | | | | |
| 協調融資金融機関数（実績値） | — | 362機関 | 13機関(372機関) | 13機関(380機関) | 16機関(393機関) | 16機関(408機関) | — | — | 34,779,623 | 38,180,043 | | | | | |
| 達成度 | — | — | 100.0% | 100.0% | 123.1% | 123.1% | — | 3,726,006 | — | — | | | | | |
| 実地調査等の実施先数（計画値） | 55貸付先以上 | — | 55貸付先以上 | 55貸付先以上 | 55貸付先以上 | 55貸付先以上 | 55貸付先以上 | 従事人員数 | 152.52人 | 146.38人 | | | | | |
| 実地調査等の実施先数（実績値） | — | 88貸付先 | 74貸付先 | 70貸付先 | 71貸付先 | 72貸付先 | — | — | 149.93人 | 158.18人 | | | | | |
| 達成度 | — | — | 134.5% | 127.3% | 129.1% | 130.9% | — | — | — | — | | | | | |

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|---|--|---|-----------|----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1~9の各項目を一定の事業等のまとめとする。 | 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 | <主な定量的指標> ① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報については、毎年度 100 回以上（平均 134 回）実施し、中期計画を達成した。 ② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて 65 機関以上増加させる。 ③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等については、毎年度 55 貸付先以上（平均 71.8 貸付先）に実施し、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報については、毎年度 100 回以上（平均 134 回）実施し、中期計画を達成した。 ② 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、令和 3 年度末までに 58 機関増加（平均 14.5 機関増加）させ、中期計画に基づく毎年度の計画（13 機関以上）を達成した。 ③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等については、毎年度 55 貸付先以上（平均 71.8 貸付先）に実施し、中期計画を達成した。 | <評定と根拠> 評定：A ○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 18,710 件 1,109,477 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。 更なる取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資を令和元年度末から行った結果、中期目標期間における審査実績は 15,736 件 537,057 百万円となった。 ○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施したことにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援した。 ○ 緊急時における資金需要への対応 令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者の資金ニーズに対応するため、無利子・無担保等の優遇融資を実施し、緊急時における資金需要に的確に取り組んだ。 また、急増する資金ニーズに対応するため、審査体制の整備、借入関係書類の大幅な | 評定 A | 評定 |
| 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質 | 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質 | | | | | |

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <p>が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>福祉貸付事業について、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サ</p> | <p>質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。</p> <p>こうした国の方針による政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業について、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サ</p> | | <p>令和元年度中に新型コロナウイルス対応支援資金の融資を開始し、補正予算等により無利子・無担保の優遇融資の条件を拡充した。</p> <p>また、急増する資金ニーズに対応するための体制整備を図るとともに、借入関係書類を大幅に削減するなど、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>これらの取組みにより、中期目標策定時には想定し得なかつた膨大な資金ニーズに迅速かつ的確に対応することができ、福祉医療施設の経営の安定化に大きく貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな融資メニューの創設等 <p>国の政策を踏まえた新たな優遇融資等のメニューについて、各種融資条件の改善等に取り組み、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備の支援に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度周知 <p>政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPRを行うなど、積極的な制度周知に努めている。</p> <p>具体的には、借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等に関する制度周知を行ったほか、各年度に発生した災害に係る災害復旧資金や新型コロナウイルス対応支援資金等の特別な優遇融資の周知・広報活動を、関係機関と連携しつつ行つた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協調融資機関の拡大 <p>協調融資制度の一層の普</p> | |
|---|---|--|--|--|

| | <p>サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1)国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を行なうため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。 | <p>○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した各年度の融資方針に基づき実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となつた福祉医療関係施設の事業者に対して、福祉医療基盤の維持・存続を目的とした緊急的な融資を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。 <p>(() 書は、新型コロナウイルス対応支援資金の再掲)</p> <p><福祉貸付></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>785 件</td><td>139,965 百万円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>805 件 (22 件)</td><td>157,829 百万円 (422 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>9,478 件 (8,691 件)</td><td>486,733 百万円 (330,984 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>7,642 件 (7,023 件)</td><td>324,950 百万円 (205,651 百万円)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>18,710 件 (15,736 件)</td><td>1,109,477 百万円 (537,057 百万円)</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 件数 | 金額 | 平成 30 年度 | 785 件 | 139,965 百万円 | 令和元年度 | 805 件 (22 件) | 157,829 百万円 (422 百万円) | 令和 2 年度 | 9,478 件 (8,691 件) | 486,733 百万円 (330,984 百万円) | 令和 3 年度 | 7,642 件 (7,023 件) | 324,950 百万円 (205,651 百万円) | 計 | 18,710 件 (15,736 件) | 1,109,477 百万円 (537,057 百万円) | <p>融機関業務打合せ会議において社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国地方銀行協会との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行なったほか、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会等とも意見交換を行なった。 ○ 協調融資制度の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動に取り組んでいる。 ○ 新たな協調融資機関の拡大を図るため、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、順調に協調融資機関数は増加しており、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進している。 ○ また、第 4 期目標期間中を通じて、機構と民間金融機関の連携・協調に向けた意見交換を積極的に実施しているが、民間金融機関との広範な連携を図る観点から、意見交換の相手先を全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会等にも拡大しての実施に取り組んでいる。 ○ 債権管理 <p>債権悪化の未然防止として、毎年度、貸付先の決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行なううえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例</p> |
|----------|---|---|--|----|----|----|----------|-------|-------------|-------|-----------------|--------------------------|---------|----------------------|------------------------------|---------|----------------------|------------------------------|---|------------------------|--------------------------------|---|
| 年度 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 785 件 | 139,965 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 805 件 (22 件) | 157,829 百万円 (422 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 9,478 件 (8,691 件) | 486,733 百万円 (330,984 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 7,642 件 (7,023 件) | 324,950 百万円 (205,651 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 18,710 件 (15,736 件) | 1,109,477 百万円 (537,057 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | <p><医療貸付></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>79 件</td><td>116,433 百万円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>106 件 (8 件)</td><td>124,715 百万円 (314 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>20,863 件 (20,790 件)</td><td>1,376,786 百万円 (1,287,731 百万円)</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>3,248 件 (3,160 件)</td><td>291,326 百万円 (156,111 百万円)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>24,296 件 (23,958 件)</td><td>1,909,261 百万円 (1,444,156 百万円)</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資について、据置期間中無利子となるよう優遇内容を拡充 ・地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度の創設 </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災や減災に係る融資制度の再編を行い、融資条件を統一化 ・激甚災害の指定を受けた大規模な災害の復旧を速やかに支援するため、激甚災害復旧資金を創設 </td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)、介護老人保健施設及び介護医療院に係る老朽施設の改築整備について融資条件を拡充 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる施設・事業について、優遇措置を創設 </td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 </td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 件数 | 金額 | 平成 30 年度 | 79 件 | 116,433 百万円 | 令和元年度 | 106 件 (8 件) | 124,715 百万円 (314 百万円) | 令和 2 年度 | 20,863 件 (20,790 件) | 1,376,786 百万円 (1,287,731 百万円) | 令和 3 年度 | 3,248 件 (3,160 件) | 291,326 百万円 (156,111 百万円) | 計 | 24,296 件 (23,958 件) | 1,909,261 百万円 (1,444,156 百万円) | 年度 | 件数 | 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資について、据置期間中無利子となるよう優遇内容を拡充 ・地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度の創設 | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災や減災に係る融資制度の再編を行い、融資条件を統一化 ・激甚災害の指定を受けた大規模な災害の復旧を速やかに支援するため、激甚災害復旧資金を創設 | 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)、介護老人保健施設及び介護医療院に係る老朽施設の改築整備について融資条件を拡充 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる施設・事業について、優遇措置を創設 | 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 | <p>づき、平年度化モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに経営的な助言を行い、信用リスク分科会に状況を報告した。</p> <p>○ 債権悪化の未然防止として、毎年度、貸付先の決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会において報告するとともに、関係部署にフィードバックした。</p> <p>また、イエローゾーン先として継続的にフォローしている先を中心に、経営改善状況や運営状況等を把握するための面談等を実施し、必要に応じて経営的な助言を行う等、リスク管理債権化の未然防止に取り組むとともに、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行ななど、経営改善に向けた取組みを実施した。</p> <p>新型コロナ感染症対策への対応としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度に株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) と「病院等事業者に対する経営支援の連携協定」を締結し、福祉医療関係施設の経営状況が大幅に悪化した場合に備え、REVIC の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資を連携して、地域の医療・福祉サービスの提供体制の維持・強化を図る仕組みを構築、 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先に対する返済猶予措置、 ・令和 3 年度は、福祉医療施設の安定的な経営が継続的に可能となるよう、機構単独ではなく、民間金融機関金融機関、福祉医療関係団体及び地方公共団体等関係機関が連携した支援態勢の構築に取り組む、 など、関係機関との連携強化等を図り福祉医療事業者を支援するための体制構築に努 |
|----------|---|----------------------------------|--|----|----|----|----------|------|-------------|-------|----------------|--------------------------|---------|------------------------|----------------------------------|---------|----------------------|------------------------------|---|------------------------|----------------------------------|----|----|----------|---|-------|--|---------|---|---------|---|--|
| 年度 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 79 件 | 116,433 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 106 件 (8 件) | 124,715 百万円 (314 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 20,863 件 (20,790 件) | 1,376,786 百万円 (1,287,731 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 3,248 件 (3,160 件) | 291,326 百万円 (156,111 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 24,296 件 (23,958 件) | 1,909,261 百万円 (1,444,156 百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資について、据置期間中無利子となるよう優遇内容を拡充 ・地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度の創設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災や減災に係る融資制度の再編を行い、融資条件を統一化 ・激甚災害の指定を受けた大規模な災害の復旧を速やかに支援するため、激甚災害復旧資金を創設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)、介護老人保健施設及び介護医療院に係る老朽施設の改築整備について融資条件を拡充 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる施設・事業について、優遇措置を創設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 ・政策に即した優遇融資実績 ・政策への貢献度（整備定員数） <p>○災害対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会開催実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 | <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るため、次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、令和2年度からは、概要説明動画の配信等オンラインでも融資制度のPRを行った。（実績：536回） b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義に併せて融資制度の説明を行った。（実績：講義10回） c 医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、業界動向について情報収集のうえ、融資制度の説明を行った。（実績：17先） d 新型コロナウイルス対応支援資金について、大学病院等に電話・DM等でアプローチするとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。（実績：電話・DM105法人、訪問相談22法人） e 新型コロナウイルス対応支援資金の利用を通して新たに機構融資先となった病院に対し、建築資金についてもあらためてDMで案内したうえで、訪問・Web会議システム・電話で具体的な相談を実施した。（実績：DM3,246件） | <p>公共団体等関係機関が連携した支援態勢の構築を図るため、以下の活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 民間金融機関に対して、コロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、情報提供を行い、コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資の円滑化に向けた対応を行った。 b 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について意見交換を行い、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設するなど、コロナ禍以後の施設整備の重点化を図った。 c 地方公共団体の福祉医療施設整備担当者に審査のポイントや福祉医療施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行い、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう対応を行った。 <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めるとともに、債権区分別に適切な期中管理の実施に取り組んでいる。</p> <p>さらに、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した福祉医療施設に対して迅速に対応し、経営の安定化に大きく貢献するなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|--|
| | | | <p>先、相談 28 先)</p> <p>f 病院の耐震化及び地域医療構想に資するため、将来的に整備を検討している病院に対し DM・電話で融資制度の周知を行うとともに、希望する先については訪問のうえ、具体的な相談を実施した。(実績：電話・DM309 法人、訪問相談 59 法人)</p> <p>g 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。(実績：145 回)</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。(実績：4 回)</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会等との意見交換を開催した。(実績：22 回)</p> <p>c 金融機関業務打合せ会議を開催し、次の取組みを行った。 • 経営サポートセンターと連携のうえ、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績：9 回) • デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（以下「イエローゾーン先」という。）の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った。(実績：9 回) • 貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、情報提供を行った。</p> <p>d 民間金融機関の職員を対象に機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行った。(実績：5 回)</p> | <p>への支援を迅速かつ優先的に対応し福祉医療施設の経営の安定化に貢献した。</p> <p>以上のとおり、国の福祉医療政策に即して民間の福祉医療施設等の整備に対し长期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における福祉医療施設の基盤整備を支援することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
| (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。 | (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。 | | | | |

| <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。</p> <p>(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施</p> | <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資取組実績 <ul style="list-style-type: none"> ・協調融資実績 ・社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績 ・受託金融機関業務研修会開催実績 <p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階から的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手續を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p> | <p>○ 協調融資金融機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標 65 機関)に対して 58 機関拡大した。</p> <p>なお、機関数を拡大するため、民間金融機関の中央組織に制度周知を依頼するとともに、協調融資覚書未締結の 244 金融機関に対して DM 送付や電話等により、機構業務及び協調融資制度の説明を行った。</p> <p>○ 協調融資の実績は、次のとおりである。</p> <p>【福祉貸付】 (件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>785</td> <td>233</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>781</td> <td>251</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>787</td> <td>244</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>619</td> <td>196</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,972</td> <td>924</td> <td>31.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>79</td> <td>62</td> <td>78.5</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>98</td> <td>65</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>73</td> <td>56</td> <td>76.7</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>88</td> <td>75</td> <td>85.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>338</td> <td>258</td> <td>76.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 施設整備計画の早期段階からの的確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手續を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 借入申込者に対して、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。（相談実績：福祉貸付 269 件、医療貸付 249 件） b 全国 7 ブロックにおいて、個別融資相談会（37 回、融資相談件数 474 件）を開催するとともに、新型コロナウイルスの感染状況に応じてオンラインによる個別融資相談（融資相談件数 391 件）を実施し、事業計画の早期段階から融資相談に応じることで、事業規模や償還計画に無理のない計画となるよう助言を行った。 c 訪問相談の実施により、利用者のニーズや既存施設の老朽化等の状況を現地に赴くことでいち早く把握し、適切な助言を行った。（実績：185 回） d 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込 | | 審査件数 | 協調融資件数 | 割合 | 平成 30 年度 | 785 | 233 | 29.7 | 令和元年度 | 781 | 251 | 32.1 | 令和 2 年度 | 787 | 244 | 31.0 | 令和 3 年度 | 619 | 196 | 31.7 | 計 | 2,972 | 924 | 31.1 | | 審査件数 | 協調融資件数 | 割合 | 平成 30 年度 | 79 | 62 | 78.5 | 令和元年度 | 98 | 65 | 66.3 | 令和 2 年度 | 73 | 56 | 76.7 | 令和 3 年度 | 88 | 75 | 85.2 | 計 | 338 | 258 | 76.3 | | |
|--|---|---|------|------|--------|----|----------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|---------|-----|-----|------|---------|-----|-----|------|---|-------|-----|------|--|------|--------|----|----------|----|----|------|-------|----|----|------|---------|----|----|------|---------|----|----|------|---|-----|-----|------|--|--|
| | 審査件数 | 協調融資件数 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 785 | 233 | 29.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 781 | 251 | 32.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 787 | 244 | 31.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 619 | 196 | 31.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,972 | 924 | 31.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 審査件数 | 協調融資件数 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 79 | 62 | 78.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 98 | 65 | 66.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 73 | 56 | 76.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 88 | 75 | 85.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 338 | 258 | 76.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | <p>することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者サービス向上の取組実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間 <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○期中管理の実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予 | <p>審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者サービス向上の取組実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間 <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行っているか。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○期中管理の実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予 | <p>受理から貸付内定通知までの平均処理期間は福祉貸付 26.6 日、医療貸付 18.9 日となり、適正な手続きを確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>e 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間は、福祉貸付 7.4 営業日、医療貸付 8.1 営業日となり、適正な手続きを確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行っているか。</p> <p>○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定した平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、モニタリング先等から定期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査等（72 貸付先）の実施により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、モニタリング先に係る状況を定期的に報告した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応をした。</p> <p>○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 1 億円以上）の貸付先について実地調査やオンラインによるバンクミーティング等を延べ 69 貸付先に実施し、事業の運営実態を把握するとともに、経営改善につながるアドバイスを行った。</p> <p>○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、経営サポートセンターと連携し、イエローゾーン先に対する調査時に、社会福祉法人の経営状況や特別養護老人ホームの人材確保に関する調査等に関するリサーチレポートを提供したほか、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を 78 貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により令和 2 年度以降、貸付先が大幅に増加したことを受け、適切な期中管理を実施</p> | |
|--|---|---|--|--|

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| | 実績 | | <p>するため、次の事項について見直しを図った。</p> <p>a 貸付先の決算書等の入力業務の見直し 貸付先の決算書等の入力業務について業務フロー・システムの見直し等により、アウトソーシングを前提とした各種態勢の整備を行い、業務プロセスの外部委託により効率的に業務を実施した。</p> <p>b 定型的業務対応に係るコールセンターの活用 各種届出・変更に係る一般的な問合せに対する電話対応や、決算書等の提出に係る問合せ対応・未提出先への提出依頼等の、インバウンド・アウトバウンドにわたる定型的な電話対応業務について、電話対応に習熟し品質の高い外部のコールセンターの活用を拡大した。</p> <p>c リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理の見直し リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン等の仕組みについて、コロナ資金による無担保債権の上昇を踏まえて保全状況の評価軸を加えることで、効率的・効果的なモニタリングを実施する仕組みの検討・構築を図った（実施は令和4年度以降） これらの取組とあわせて、派遣職員を含む人員体制の再配置を行うことで、機構職員を判断・指示業務等のマネジメントに集中させ、効率的・効果的な業務実施に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。 ○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先へ実地調査による指導やバンクミーティング等を延べ72貸付先に実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。 ○ 貸付先に係る事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る報告を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。 ○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、実地調査等（287貸付先）及び電話等によるモニタリング（延べ948）を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、35貸付先に提供し、経営改善に向けた取組みを実施した。 ○ リスク管理債権が増加傾向にあるユニット型特養について、 | |
| (6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果 | (6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果 | | | |

| <p>を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p> <p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。</p> <p>また、き損する可能性が</p> | <p>等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p> <p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理</p> | <p>デフォルト分析等を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。また、分析結果を踏まえて、次年度から元金償還を開始する 145 貸付先に対して早期モニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した 23 貸付先については、再度モニタリングを行った。</p> <p>《参考》各年度末の全体のリスク管理債権比率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>リスク管理債権比率</th><th>リスク管理債権</th><th>総貸付残高</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>3.17%</td><td>109,150 百万円</td><td>3,445,935 百万円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>3.67%</td><td>125,250 百万円</td><td>3,412,410 百万円</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>5.48%</td><td>266,977 百万円</td><td>4,873,874 百万円</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>4.24%</td><td>223,201 百万円</td><td>5,263,450 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（令和 3 年度末：2.65% 139,612 百万円）</p> <p>※ 令和 3 年度末の総貸付残高には、正常債権に係る未収利息が含まれている。</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。</p> <p><貸出条件緩和の実績> (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>貸付先数</th><th>資金数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>161</td><td>265</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>188</td><td>275</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>198</td><td>301</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>196</td><td>271</td></tr> <tr> <td>計</td><td>743</td><td>1,112</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債</p> | 年度 | リスク管理債権比率 | リスク管理債権 | 総貸付残高 | 平成 30 年度 | 3.17% | 109,150 百万円 | 3,445,935 百万円 | 令和元年度 | 3.67% | 125,250 百万円 | 3,412,410 百万円 | 令和 2 年度 | 5.48% | 266,977 百万円 | 4,873,874 百万円 | 令和 3 年度 | 4.24% | 223,201 百万円 | 5,263,450 百万円 | 年度 | 貸付先数 | 資金数 | 平成 30 年度 | 161 | 265 | 令和元年度 | 188 | 275 | 令和 2 年度 | 198 | 301 | 令和 3 年度 | 196 | 271 | 計 | 743 | 1,112 |
|--|---|--|---------------|-----------|---------|-------|----------|-------|-------------|---------------|-------|-------|-------------|---------------|---------|-------|-------------|---------------|---------|-------|-------------|---------------|----|------|-----|----------|-----|-----|-------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---|-----|-------|
| 年度 | リスク管理債権比率 | リスク管理債権 | 総貸付残高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 3.17% | 109,150 百万円 | 3,445,935 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 3.67% | 125,250 百万円 | 3,412,410 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 5.48% | 266,977 百万円 | 4,873,874 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 4.24% | 223,201 百万円 | 5,263,450 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 貸付先数 | 資金数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 161 | 265 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 188 | 275 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 198 | 301 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 196 | 271 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 743 | 1,112 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <p>高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度か</p> | <p>する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営の悪化した貸付先等への対応実績 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績 <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。</p> | <p>の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p> <p>権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> | | |
|---|---|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| <p>ら平成28年度実績をいう。以下同じ。) 平均: 98回)</p> <p>② 协調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績: 49機関(年度平均 12.3 機関))</p> <p>③ 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55 貸付先以上に実施すること。(平成27年度及び平成28年度実績平均: 48 貸付先)</p> | <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55 貸付先以上に実施する。</p> | <p>○ 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。</p> <p>○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローボーン先)に係る実地調査等の実施先数について、中期計画を達成しているか。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支</p> | | | |
|--|--|---|--|--|--|

障がある福祉医療関係施設の事業者に対する経営資金(長期運転資金)について、優遇融資を実施した。また、国の福祉医療政策と緊密に連携し、国の策定した補正予算等の内容について、厚生労働省と調整のうえ、優遇融資の条件を拡充し、機構ホームページに公表するとともに、福祉医療関係団体に周知を依頼し、新聞や報道機関等に対しても積極的にPRを行った。

- 新型コロナウイルスに係る優遇融資については、政府による緊急事態宣言の発令等により、電話相談や申請の件数が急激に増加したことを受け、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置するとともに、「専用コールセンター」を開設するなど、逼迫する医療機関等の資金繰り支援に対し迅速に対応するための体制を整備した。また、緊急を要することから、貸付業務の基幹システムに連携させる新型コロナウイルス対応支援資金に係るサブシステムを新たに構築することにより、事務処理期間の短縮を図った。
- 国からの要請を受け、福祉医療関係施設の経営状況が大幅に悪化した場合への備えとして、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資との連携を図るため、REVICと「病院等事業者に対する経営支援の連携協定」を締結した。
- コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資が円滑に進むようコロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、民間金融機関に対して、情報提供を行った。
- 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について、意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設することとした。
- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付審査の実績は、次のとおりである。

《福祉貸付》

(単位：件、百万円)

| 年度 | 件数 | 金額 |
|-------|--------|---------|
| 令和元年度 | 22 | 422 |
| 令和2年度 | 8,691 | 330,984 |
| 令和3年度 | 7,023 | 205,651 |
| 計 | 15,736 | 537,057 |

《医療貸付》

(単位：件、百万円)

| 年度 | 件数 | 金額 |
|---------|--------|-----------|
| 令和元年度 | 8 | 314 |
| 令和 2 年度 | 20,790 | 1,287,731 |
| 令和 3 年度 | 3,160 | 156,111 |
| 計 | 23,958 | 1,444,156 |

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 290 貸付先(420 資金) から当面 6 か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6 か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、引き続き返済再開が困難な 161 貸付先 (236 資金) に対しては返済猶予措置を延長、58 貸付 (74 資金) については返済を再開した。
- 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付金が大幅に増加したことに伴い、令和 4 年 3 月期から、建築資金を主体とする通常の融資と新型コロナウイルス対応支援資金にグルーピングしたうえで、貸倒引当金を適正に計上した。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|----------------------|-------------------------|--|--|
| 1—2 | 福祉医療経営指導事業 | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること | | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであります、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。 | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802 | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|-----|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 予算額（千円） | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| セミナーの延べ受講者数（計画値） | 延べ 16,200 人以上 | — | 3,240 人以上 | 3,240 人以上 | 3,240 人以上 | 3,240 人以上 | 3,240 人以上 (16,200 人) | 予算額（千円） | 316,221 | 422,019 | 479,467 | 455,869 | |
| セミナーの延べ受講者数（実績値） | — | 3,808 人 | 4,072 人 (4,072 人) | 3,496 人 (7,568 人) | — ※コロナにより実施できず | — ※コロナにより実施できず | | 決算額（千円） | 422,083 | 451,125 | 420,586 | 503,816 | |
| 達成度 | — | — | 125.7% | 107.9% | — | — | | 経常費用（千円） | 401,775 | 483,796 | 467,795 | 475,412 | |
| リサーチレポート件数（計画値） | 延べ 80 件以上 | — | 16 件以上 | 16 件以上 | 16 件以上 | 16 件以上 | 16 件以上 (80 件) | 経常利益（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| リサーチレポート件数（実績値） | — | 20 件 | 17 件 (17 件) | 23 件 (40 件) | 19 件 (59 件) | 20 件 (79 件) | | 行政コスト（千円） | — | 697,159 | 467,795 | 475,412 | |
| 達成度 | — | — | 106.3% | 143.8% | 118.8% | 125.0% | | 行政サービス実施コスト（千円） | 157,995 | — | — | — | |
| マスコミの引用回数（計画値） | 延べ 340 回以上 | — | 68 回以上 | 68 回以上 | 68 回以上 | 68 回以上 | 68 回以上 (340 回) | 従事人員数 | 30.41 人 | 32.53 人 | 33.32 人 | 37.73 人 | |
| マスコミの引用回数（実績値） | — | 78 回 | 133 回 (133 回) | 145 回 (278 回) | 129 回 (407 回) | 143 回 (550 回) | | | | | | | |
| 達成度 | — | — | 195.6% | 213.2% | 189.7% | 210.3% | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------|-------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 経営診断の実施回数（計画値） | 延べ 1,710 件以上 | — | 342 件以上 | 342 件以上 | 342 件以上 | 342 件以上 | 342 件以上 | | | | | | | | |
| 経営診断の実施回数（実績値） | — | 429 件 | 372 回 (372 回) | 375 回 (747 回) | 418 回 (1,165 回) | 411 回 (1,576 回) | | | | | | | | | |
| 達成度 | — | — | 108.8% | 109.6% | 122.2% | 120.2% | | | | | | | | | |

※ セミナー延べ受講者数について、令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、定量的指標から除外。 (注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|---|---|--|--|---|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益なから経営に関わる | 2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした国の方針の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益なから経営に関わる | <p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数については、7,568人となった。ただし、新型コロナウイルスの影響により集合セミナーが開催できなかった令和2年度及び令和3年度は、評価の対象外としている。 (参考：対象2か年平均3,784人)</p> <p>② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)の公表については、中期計画に基づく毎年度の計画(16件以上)を達成(平均19.8件)した。</p> <p>③ 中期目標期間において、リサーチレポートで、公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数については、中期計画に基づく毎年度の計画(68回以上)を達成(平均137.5件)した。</p> <p>④ 中期目標期間において経営診断の実施件数については、中期計画に基づく毎年度の計画(342件以上)を達成(平均394件)した。</p> <p><その他の指標> なし</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数については、7,568人となった。ただし、新型コロナウイルスの影響により集合セミナーが開催できなかった令和2年度及び令和3年度は、評価の対象外としている。 (参考：対象2か年平均3,784人)</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)の公表については、中期計画に基づく毎年度の計画(16件以上)を達成(平均19.8件)した。</p> <p>③ リサーチレポートで、公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数については、中期計画に基づく毎年度の計画(68回以上)を達成(平均137.5件)した。</p> <p>④ 経営診断の実施件数については、中期計画に基づく毎年度の計画(342件以上)を達成(平均394件)した。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーについては、平成30年度及び令和元年度は、年度計画(3,240人)を上回る延べ受講者数(平均3,784人)を達成した。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの足元の感染拡大状況を踏まえ、集合形式での開催を見送り、代替としてオンラインセミナーを配信した。 なお、オンラインセミナーのログイン数は2か年合計で20,708件に上り、集合形式でのセミナーが開催できない状況下においても、福祉医療施設の経営を支援するための情報の提供に努めた。 セミナーの内容については、医師の働き方改革など2040年に向けた柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築や、保育・教育の質の向上と人材の多様性に焦点を当てるなど幅広い視点に立ったテーマを設定するとともに、今後の事業展開を見据えた財務諸表の見方・使い方に係るテーマを設定するなど、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。 さらに、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を發揮することができた。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、施設の経営状況や特別養護老人ホーム、保育所、障害福祉サービス事業所等各施設の人材確保に関する調査結果など、計79件を作成し、プレスリリース及び機構ホームページで公表したところ、マスコミの記事・論文等に引 | <p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○セミナー セミナーについては、平成30年度及び令和元年度は、年度計画を上回る延べ受講者数を達成した。一方、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、集合形式による開催ができない中、オンラインセミナーに切り替えて開催するなど、コロナ禍においても幅広く福祉医療施設の経営支援等に関する情報提供に努めたことについて高く評価できる。 セミナーのテーマについても、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう、幅広い視点に立ったテーマを設定しており、福祉医療施設の経営を支援する情報発信に努めている。さらに、機構が保有するノウハウを活かし機構職員による施設整備や経営管理に関する優良事例等の講義を行うなど、機構の独自性を發揮した取り組みを実施している。 ○経営状況に関する調査・分析結果及び公表 各福祉医療施設の経営状況に関する調査・分析結果については、機構ホームページ等で公表したところ、多くのマスコミの記事・論文等に引 | | |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| <p>知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。</p> <p>(関連指標) ○セミナーのサービス向上取</p> | <p>正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</p> | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。 | <p>記事・論文等に 550 回引用されており、一定の評価を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に機構職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行うとともに、社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体で執筆するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組みを推進した。 ○ 書面による経営診断については、小規模多機能型居宅介護事業等 4 種類を新たに対象施設として追加するなど分析内容の充実を図った。また、個別支援プログラムについては、新たに「介護医療院移行支援プログラム」や「人事給与分析プログラム」を開発し、運用を開始した。 <p>これらの取組みにより、各年度の個別経営診断件数は目標を上回っており、施設の健全経営を支援することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を幅広く提供することができた。 <p>また、調査・分析や経営診断にあたっては、機構が保有する貸付先等から提供された固有データを有効に活用することにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる福祉医療施設経営に資する取組みを実施した。</p> | <p>用られており、一定の評価を得られていることが認められる。</p> <p>また、地方公共団体や関係団体等に機構職員による、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演や、福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため執筆するなど、福祉医療施設の経営基盤強化の支援に取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>○経営診断 経営診断については、 ・書面による経営診断について、対象施設を新たに追加するなど分析内容の充実を図り、 ・個別支援プログラムについて、新たに「介護医療院移行支援プログラム」や「人事給与分析プログラム」の開発及び運用開始、 等を実施した結果、各年度の個別経営診断の件数は目標を上回っており、施設の健全経営に資する取り組みを行っている。</p> <p>○評価 定量面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった令和 2 年度及び令和 3 年度のセミナーを除いた全ての指標で目標値を達成するとともに、計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> |
|---|--|---|---|--|

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | <p>組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 ・セミナー有用度 <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるように、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p> | <p>の事業展開を見据えた財務諸表の見方・使い方に係るテーマを設定するなど、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。</p> <p>これらの結果、令和2年度及び令和3年度のオンラインセミナーの延べログイン数は20,708件となり、受講者アンケートによる有用度については令和2年度99.0%、令和3年度95.2%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象として、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて、機構職員を講師とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を開催し、自治体における社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を行った。(実績：受講者数306人) ○ 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。 ○ 福祉医療分野における情報提供実績 <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人数 | <p>特になし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設及び運営法人の経営を支援するため、人材確保に関するアンケート調査等を実施するとともに、施設の経営状況やアンケート結果に関するリサーチレポート等を作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。(実績：79回) ○ 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」を実施(実績：12回、調査対象平均557法人)した。また、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため、「病院経営動向調査」を実施(実績：22回、調査対象平均298.1病院)した。 ○ これらのリサーチ結果の公表により、マスコミに550回記事として引用された。 ○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行った。(実績：合計150回、うちオンライン配信21回) ○ 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(厚生労働省)、社会福祉法人経営指導強化事業検討委員会(厚生労働省)、高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など、国等が設置する有識者会議等に、機構職員が構成員として参画した。(実績：32会議) ○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体に執筆した。(実績：83本) ○ 顧客サービス向上の観点から、WAM NET基盤を活用して福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営 | <p>公表等により有益な情報を幅広く提供するなど、独自の取組による安定的かつ効率的な施設の運営支援に努め、多岐に渡る取組みを実施し官民間わざ有益な情報を提供していることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> |
|--|--|--|---|--|

| | | | <p>指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスを提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設／利用件数：全 6,643 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営診断について、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>経営診断メニュー</th><th>実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営診断</td><td>1,516 件</td></tr> <tr> <td>経営分析プログラム</td><td>15 件</td></tr> <tr> <td>個別支援プログラム</td><td>34 件</td></tr> <tr> <td>人事給与分析プログラム</td><td>10 件</td></tr> <tr> <td>介護医療院移行支援プログラム</td><td>1 件</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断を合計 1,576 件実施した。また、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は 100.0% であった。 ○ 書面による経営診断について、小規模多機能型居宅介護事業等 4 種類を対象施設として新たに追加し、診断種類の充実を図った。 ○ 個別支援プログラムについては、法人・施設の個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示するとともに、制度改正への対応や人事体系の構築を支援するため、新たに令和元年度から「人事給与分析プログラム」、令和 3 年度から「介護医療院移行支援プログラム」を開発し、運用を開始した。 | 経営診断メニュー | 実績 | 経営診断 | 1,516 件 | 経営分析プログラム | 15 件 | 個別支援プログラム | 34 件 | 人事給与分析プログラム | 10 件 | 介護医療院移行支援プログラム | 1 件 | | |
|----------------|---------|--|--|----------|----|------|---------|-----------|------|-----------|------|-------------|------|----------------|-----|--|--|
| 経営診断メニュー | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営診断 | 1,516 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営分析プログラム | 15 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別支援プログラム | 34 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人事給与分析プログラム | 10 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護医療院移行支援プログラム | 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p>○ 地域医療構想の推進等を支援するため、次のとおり、国や地方公共団体等からの業務を受託した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>委託元</th><th>受託業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 30 年度</td><td>和歌山県</td><td>公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託</td></tr> <tr> <td>全国更生保護法人連盟</td><td>継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和 元年度</td><td>和歌山県</td><td>公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託</td></tr> <tr> <td>法務省</td><td>更生保護施設等更生保護関係団体の活動に係る民間資金の活用のための実態調査等業務</td></tr> <tr> <td>東京都</td><td>施設・居住系サービス事業者運営状況調査</td></tr> <tr> <td rowspan="3">令和 2 年度</td><td>和歌山県</td><td>公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託</td></tr> <tr> <td>大分県</td><td>地域医療構想セミナー開催事業委託業務</td></tr> <tr> <td>横浜市</td><td>医師等の働き方改革に向けた取組支援事業業務</td></tr> <tr> <td rowspan="4">令和 3 年度</td><td>北海道置戸町</td><td>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの経営分析支援業務にかかるコンサルティング業務</td></tr> <tr> <td>一般社団法人 東京都病院協会</td><td>新型コロナウイルス感染症下における東京都の病院の運営状況と補助金等経営支援の状況に関する調査</td></tr> <tr> <td rowspan="2">厚生労働省 医政局</td><td>医療機関における医師作成文書等の運用並びに事務負担等に関する調査・研究事業</td></tr> <tr> <td>都道府県における医療勤務環境改善に関する令和 2 年度活動実績及び令和 3 年度活動計画に係る集計分析業務</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 委託元 | 受託業務 | 平成 30 年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | 全国更生保護法人連盟 | 継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務 | 令和 元年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | 法務省 | 更生保護施設等更生保護関係団体の活動に係る民間資金の活用のための実態調査等業務 | 東京都 | 施設・居住系サービス事業者運営状況調査 | 令和 2 年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | 大分県 | 地域医療構想セミナー開催事業委託業務 | 横浜市 | 医師等の働き方改革に向けた取組支援事業業務 | 令和 3 年度 | 北海道置戸町 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの経営分析支援業務にかかるコンサルティング業務 | 一般社団法人 東京都病院協会 | 新型コロナウイルス感染症下における東京都の病院の運営状況と補助金等経営支援の状況に関する調査 | 厚生労働省 医政局 | 医療機関における医師作成文書等の運用並びに事務負担等に関する調査・研究事業 | 都道府県における医療勤務環境改善に関する令和 2 年度活動実績及び令和 3 年度活動計画に係る集計分析業務 | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--|----|-----|------|-------------|------|-----------------------------|------------|-------------------------|-----------|------|-----------------------------|-----|---|-----|---------------------|------------|------|-----------------------------|-----|--------------------|-----|-----------------------|------------|--------|---|-------------------|--|--------------|---------------------------------------|---|--|
| 年度 | 委託元 | 受託業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全国更生保護法人連盟 | 継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 元年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法務省 | 更生保護施設等更生保護関係団体の活動に係る民間資金の活用のための実態調査等業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 東京都 | 施設・居住系サービス事業者運営状況調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 和歌山県 | 公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大分県 | 地域医療構想セミナー開催事業委託業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 横浜市 | 医師等の働き方改革に向けた取組支援事業業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 北海道置戸町 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの経営分析支援業務にかかるコンサルティング業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般社団法人 東京都病院協会 | 新型コロナウイルス感染症下における東京都の病院の運営状況と補助金等経営支援の状況に関する調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 厚生労働省 医政局 | 医療機関における医師作成文書等の運用並びに事務負担等に関する調査・研究事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 都道府県における医療勤務環境改善に関する令和 2 年度活動実績及び令和 3 年度活動計画に係る集計分析業務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 | (4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | |
| ① セミナーについて、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第3期中期目標期間実績: 12,926 人(年度平均 3,232 人)) | 指す。 | ① セミナーについて、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。 | ○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。 | ○ 上記①のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と令和3年度は集合セミナーを実施できなかつたが、代替措置として無料オンラインセミナーの配信を実施した。 |
| ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成26年度から平成28年度実績: レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件)) | ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。 | ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。 | ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。 | ○ 上記②のとおり。 |
| ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 | ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。 | ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。 | ○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。 | ○ 上記③のとおり。 |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|
| | <p>26 年度から 平成 28 年度 実績：記事等 引 用 回 数 199 件（年度 平 均 66.3 件））</p> <p>④ 経営診断 については、 中期目標期 間において 延べ 1,710 件以上の診 断を実施す ること。（第 3 期中期目 標期間実績： 1,363 件（年 度平均 340.8 件））</p> | <p>④ 経営診断 については、 中期目標期 間において 延べ 1,710 件以上の診 断を実施す る。</p> | <p>○ 経営診断の実施 については、 中期目標期 間において 延べ 1,710 件以上の診 断を実施す る。</p> <p>○ 上記④のとおり。 ○ 経営診断の実施 延べ件数について、 中期計画を達成し ているか。</p> | <p>○ 上記④のとおり。</p> <p>○ 経営診断の実施 延べ件数について、 中期計画を達成し ているか。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ セミナ一年間実施計画に基づくセミナーに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした期中の経営環境の変化を踏まえ、福祉医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「高齢者施設政策・経営セミナー」をオンラインで配信した。</p> <p>「新型コロナウイルス対策経営セミナー」は、福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、with／after コロナを踏まえた今後の経営や安定した組織運営の在り方に関する講義を行った。</p> <p>また、「高齢者施設政策・経営セミナー」は、令和 3 年 4 月の介護報酬改定で義務付けられた新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、最新の話題に関する講義を行った。</p> | | |
|--|---|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|----------------------|--------|--------|--------|----------------------|------------------------------|-----------------------------|---------|-----------|---------|-----------|--|--|
| 1—3 | 社会福祉振興助成事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること | | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビュー番号 798・802 | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | |
| 平均処理期間 (計画値) | 22日以内 | — | 22日以内 | 22日以内 | 22日以内 | 22日以内 | 22日以内 | 予算額（千円） | 954,168 | 906,842 | 844,336 | 13,189,18 | | |
| 平均処理期間 (実績値) | — | 20.9日 | 18.5日 | 18.3日 | 20.7日 | 17.0日 | — | 決算額（千円） | 973,246 | 888,390 | 856,860 | 812,114 | | |
| 達成度 | — | — | 118.9% | 120.2% | 106.3% | 129.4% | — | 経常費用（千円） | 972,967 | 894,110 | 854,204 | 811,618 | | |
| 助成事業の利用者満足度（計画値） | 最高評価の率 60%以上 | — | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 60%以上 | 経常利益（千円） | △95 | △1 | △9,668 | △81 | | |
| 助成事業の利用者満足度（実績値） | — | 62.3% | 65.8% | 67.4% | 69.5% | 66.1% | — | 行政コスト（千円） | — | 1,034,509 | 854,204 | 811,618 | | |
| 達成度 | — | — | 109.7% | 112.3% | 115.8% | 110.2% | — | 行政サービス実施コスト（千円） | 641,786 | — | — | — | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | 6.90人 | 6.97人 | 6.77人 | 6.22人 | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|---|---|---|--|--|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 助成事業の募集にあたって | 3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 助成事業の募集にあたって | <主な定量的指標> ① 助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、毎年度 22 日以内を維持（平均 18.6 日）し、中期計画を達成した。 ② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を 60% 以上とする。 <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ① 助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、毎年度 22 日以内を維持（平均 18.6 日）し、中期計画を達成した。 ② 助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、毎年度 60% を上回る（平均 67.2%）利用者から「とても満足」との回答を得ており、中期計画を達成した。 | <評定と根拠> 評定：B ○ 各年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。 ○ 各年度、事業評価の実施とともに、審査・評価委員会委員の意見集約や前年度に実施した助成事業で事業完了時に提出された助成事業への意見・要望等や社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応することを踏まえ、要望書様式や助成テーマ、「通常助成事業」の対象経費や「モデル事業」の要件など助成事業のプログラムの見直しを行った。 ○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。 ○ 中期目標期間における助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は 18.6 日となり、中期計画の目標値（22 日以内）を上回る実績を上げることができた。 ○ 各年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。 ○ 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体に対するガバナンス強化が図られている。 ○ 利用者の満足度 助成先団体が実施する事業の利用者満足度は、67.2% の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており（中期目標期間における達成度平均 112.0%）、 | 評定 B | 評定 |
| | | <評価の視点> ○ 助成事業の募集にあたっては、国が | ○ 毎年度、助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、前年度の助成事業の事後評価結果、今年度の助成事業の実施 | ○ 各年度の助成事業の事後評価について | | |

| <p>は、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募集及び採択実績 ・募集及び採択の件数・金額 ○募集等に係る周知実績 ・周知活動回数（メールマガジン、Twitter、Facebook等） ○他団体との連携・協働による効果 ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があった事業の割合 | <p>は、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募集及び採択実績 ・募集及び採択の件数・金額 ○募集等に係る周知実績 ・周知活動回数（メールマガジン、Twitter、Facebook等） ○他団体との連携・協働による効果 ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があった事業の割合 | <p>示した社会福祉政策を踏まえ、国と協議のうえ各年度ごとに「社会福祉振興助成事業募集要領」（通常助成事業版及びモデル事業版）を策定し、公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度事業から、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応する事業については、審査における採点時に加点する枠組みを設けた。また、令和4年度事業には、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応するため、近年増加しているヤングケアラーへの支援などを踏まえ、助成テーマの見直しを行ったほか、事業の発展性が期待できるものについては2か年にわたり採択することや正職員の人事費の一部を対象経費とするなど見直しを行った。 ○ モデル事業では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。募集にあたっては、毎年度、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、要件の明確化や見直しを行った。 ○ 上記に加え、令和3年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、助成事業することとし、国と協議のうえ「令和3年度社会福祉振興助成事業募集要領」（コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業）を策定し、公表した。 ○ 各年度における助成実績は、次のとおりである。 () 書はモデル事業の再掲) <p><助成実績> (金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">交 付</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>497 (69)</td><td>2,163 (285)</td><td>163 (13)</td><td>622 (32)</td><td>160 (13)</td><td>608 (32)</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>505 (145)</td><td>2,612 (1,069)</td><td>139 (4)</td><td>624 (31)</td><td>136 (4)</td><td>608 (31)</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>427 (59)</td><td>2,048 (442)</td><td>143 (5)</td><td>618 (40)</td><td>141 (5)</td><td>608 (40)</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>605 (83)</td><td>3,111 (671)</td><td>133 (7)</td><td>619 (57)</td><td>132 (7)</td><td>609 (57)</td></tr> <tr> <td>令和3年度 補正予算</td><td>214</td><td>1,390</td><td>69</td><td>465</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>497 (56)</td><td>2,745 (495)</td><td>123 (7)</td><td>604 (68)</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,745 (412)</td><td>14,069 (2,962)</td><td>770 (36)</td><td>3,552 (228)</td><td>569 (29)</td><td>2,433 (160)</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 募 集 | | 採 択 | | 交 付 | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 平成30年度 | 497 (69) | 2,163 (285) | 163 (13) | 622 (32) | 160 (13) | 608 (32) | 令和元年度 | 505 (145) | 2,612 (1,069) | 139 (4) | 624 (31) | 136 (4) | 608 (31) | 令和2年度 | 427 (59) | 2,048 (442) | 143 (5) | 618 (40) | 141 (5) | 608 (40) | 令和3年度 | 605 (83) | 3,111 (671) | 133 (7) | 619 (57) | 132 (7) | 609 (57) | 令和3年度 補正予算 | 214 | 1,390 | 69 | 465 | — | — | 令和4年度 | 497 (56) | 2,745 (495) | 123 (7) | 604 (68) | — | — | 計 | 2,745 (412) | 14,069 (2,962) | 770 (36) | 3,552 (228) | 569 (29) | 2,433 (160) | <p>は、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価結果については報告書として取りまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページ等で広く周知した。 ○ 以上のとおり、当該事業内においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果（効果）については、助成先団体が実施する事業の利用者（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、67.2%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており（中期目標期間における達成度平均112.0%）、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果（満足度）を確認することができた。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>助成先団体のみならず、助成事業の利用者からも高い評価を受けていると言える。また、助成先団体に対する調査で80%以上の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答を受けており、助成事業の実施による着実な波及効果を確認できた。</p> <p>○追加対応措置</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性が高い生活困窮者や引きこもり状態にある者等に対する支援を実施する団体に対する支援策として、令和3年度補正予算（令和4年度に繰越）において、事業規模を拡大して助成事業の募集及び採択を実施するなど、緊急的な国の政策動向に着実に対応している。</p> <p>○事後評価</p> <p>各年度の助成事業の事後評価については、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施し、特にヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施し、複数の委員で協議して評価を決定するなど、評価結果の精度や客観性の向上に取り組んでいる。</p> |
|---|--|--|-------------|----------------|-------------|----------------|--|-----|--|----|----|----|----|----|----|--------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|--------------|------------------|------------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|----------------|------------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|----------------|------------|-------------|------------|-------------|---------------|-----|-------|----|-----|---|---|-------|-------------|----------------|------------|-------------|---|---|---|----------------|-------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|---|---|
| 年度 | 募 集 | | | 採 択 | | 交 付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 497 (69) | 2,163 (285) | 163 (13) | 622 (32) | 160 (13) | 608 (32) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 505 (145) | 2,612 (1,069) | 139 (4) | 624 (31) | 136 (4) | 608 (31) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 427 (59) | 2,048 (442) | 143 (5) | 618 (40) | 141 (5) | 608 (40) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 605 (83) | 3,111 (671) | 133 (7) | 619 (57) | 132 (7) | 609 (57) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 補正予算 | 214 | 1,390 | 69 | 465 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 497 (56) | 2,745 (495) | 123 (7) | 604 (68) | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,745 (412) | 14,069 (2,962) | 770 (36) | 3,552 (228) | 569 (29) | 2,433 (160) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 每年度、助成事業に係る募集をメールマガジン、Facebook、募集説明動画等で周知した。 <p>その他、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」への WAM 助成バナーの設置を継続するとともに、WAM 助成普及用チラシ及びポスターに加え、新たに WAM 助成普及用パンフレットを作成し、全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。</p> <p>上記の取組みに加え、応募手続きの簡素化（機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善）や募集開始時期を早めるなど、応募件数の増加につながる取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の助成先団体による事業実績（569 事業）のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 82.2%（468 事業）、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 93.7%（533 事業）との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社協・大学・企業等の多機関による強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例がみられた。 | <p>また、評価結果報告書は公表するだけでなく、特に優れた助成事例について、機構ホームページや WAM 助成 e-ライブラリー等で広く周知に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請手続き等の効率化 <p>申請手続き等については、機構ホームページを通じてオンライン手続きが可能になるなど簡素化を図り、また、審査・評価委員と機構間で審査や事業評価に係る連絡・調整をする際のデータ授受等を安全に行うための連絡システムの充実化を図るなど、事業全体の効率化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価 <p>定量的な目標達成に加え、継続して評価手法の改善や優良事例の周知に努め、また助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げるなど、効果的な助成ができており、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> |
| <p>（2）助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえること。</p> | <p>（2）助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえること。</p> | <p>○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成金申請業務については、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細やかな調整事項に対応できる体制を構築していることに加え、内定事務説明動画の配信等により、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるようにするなど、助成金申請の受理から交付までの平均処理期間の短縮に取り組んだ。 <p>○ 「IT 利活用に係る基本指針」を踏まえ、機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善による応募手続きの簡素化や審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うための専用の連絡システムの機能の充実による審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化を実施した。</p> | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | | | |
| (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。 | とする。 （3）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。 また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。 (関連指標) ○期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数 ○助成先法人等の活動の発展・充実 | ○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させてい るか。 ○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させてい るか。 | ○ 助成事業の内定団体に対しては事業実施説明会を開催し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。 ○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。 ○ ガバナンス強化の取組みとして、監査室と連携し、助成先について、書面による内部監査や実地検査を実施した。（書面監査件数：40件、実地検査数：30件） ○ 助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票に団体のガバナンス体制に係るチェック項目を設けて実施するとともに、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。 ○ 助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価(全589団体)、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(115団体)及び書面評価(466団体)を実施した。 ○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、機構ホームページで公表した。 また、ヒアリング等で審査・評価委員から上がった意見を踏まえ、次年度の募集要領・様式の見直しを行った。 ○ 事業評価報告書については、行政と連携して地域共生社会の実現に向けた取り組みや、制度化につながった事例について紹介する等、これまでのWAM助成の成果を新たに掲載する等の見直しを行った。 ○ 継続的な助成の成果普及とNPO等の民間福祉活動の振興を図ることを目的としたシンポジウム等を開催した。 平成30年度には、持続可能な福祉社会を目指し、行政や企業等との「連携」を重視し成果を生み出した助成先団体の取組みを紹介、令和元年度においては「協力」と「対話」からみえたもの」として、民間福祉活動における「社会とのコミュニケーション」のあり方について考えることにより、民間福祉団体の事業運営に資することを目的として開催した。 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 助成事業報告会(WAMセミナー)における満足度 | <p>令和2年度においては、新型コロナウィルス感染症の影響を鑑み開催を中止したが、令和3年度は地域共生社会の実現に向け、中心的な担い手となる行政との協働並びに優れた取組みを普及させる目的でNPO法人等による地域の福祉課題の解決に資するため、「NPOと行政との協働の現在地～地域共生社会の実現に向けて～」をオンラインで開催した。オンラインで開催することで、集合開催よりも多くの参加申し込みがあった。</p> | | |
| (4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。 | <ul style="list-style-type: none"> 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 (関連指標) 助成事業の継続率 助成事業1年経過後における事業継続率 (助成事業と同程度以上) | <ul style="list-style-type: none"> 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。 <p>○ 令和2年度助成募集説明会では、機構主催の3か所（東京都、大阪府、福岡県）に加え、行政や各地域でNPO法人を支援する中間支援団体が主催の3地域（北海道、千葉県、愛知県）においても開催し、より多くのNPO法人等に向けて助成事業の周知及び相談を行った。令和3年度以降のWAM助成募集の説明については、集合形式に代えて、募集説明動画を作成・公開するとともに、中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を開催することにより、さらに多くのNPO法人等に向けて助成事業の周知及び相談に応じた。</p> <p>○ 進捗状況調査やヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。</p> <p>○ WAM助成e-ライブラリー（電子図書館）の更新を行い、これまでの採択事業9,411件分を掲載し、事業開始の際などに参考となる情報を提供した。また、WAM助成e-ライブラリーでは、事業区分、地域別や助成金額に加え、キーワードやフリーワードによる検索機能を設定したほか、検索方法を分かりやすく提示することにより、利用者の利便性にも配慮した。</p> <p>○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌WAM「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM助成レポート」として冊子にまとめ、NPO法人、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。</p> | | |
| (5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 | (5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 | | | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とすること。 (第3期中期目標期間実績：平均22.9日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とすること。 (第3期中期目標期間実績平均：59.3%)</p> | <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とする。</p> | <p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> | | |
|--|--|---|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|----------------------|--|--|
| 1—4 | 退職手当共済事業 | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号 | |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。 | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 793・802 | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|----------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 平均事務処理期間（計画値） | 42日以内 | — | 42日以内 | 42日以内 | 42日以内 | 42日以内 | 42日以内 | 予算額（千円） | 115,190,065 | 121,103,262 | 123,295,310 | 121,879,937 | | |
| 平均事務処理期間（実績値） | — | 36.9日 | 41.4日 | 39.9日 | 41.0日 | 35.1日 | | 決算額（千円） | 111,221,707 | 114,763,250 | 116,981,396 | 117,579,115 | | |
| 達成度 | — | — | 101.4% | 105.3% | 102.4% | 119.7% | | 経常費用（千円） | 106,737,381 | 113,065,967 | 116,413,744 | 115,738,194 | | |
| 退職届作成システムの利用割合（計画値） | 30%以上 | — | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上 | 経常利益（千円） | 5,186,851 | 1,404,572 | 208,701 | 2,102,927 | | |
| 退職届作成システムの利用割合（実績値） | — | 33.7% | 34.6% | 41.4% | 49.4% | 52.4% | | 行政コスト（千円） | — | 116,588,411 | 118,166,617 | 118,971,589 | | |
| 達成度 | — | — | 115.3% | 138.0% | 164.7% | 174.7% | | 行政サービス実施コスト（千円） | 46,004,964 | — | — | — | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | 20.45人 | 20.69人 | 22.00人 | 23.26人 | | |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|-----------|----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 4 退職手当共済事業 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。 こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 | 4 退職手当共済事業 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。 こうした国の方針の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 | <主な定量的指標> ① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間は、毎年度 42 日以内（平均 39.4 日）を維持し、中期計画を達成した。 ② 退職届作成システムの利用割合は、毎年度 30%以上（平均 44.5%）を維持し、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、毎年度 42 日以内（平均 39.4 日）を維持し、中期計画を達成した。 ② 退職届作成システムの利用割合は、毎年度 30%以上（平均 44.5%）を維持し、中期計画を達成した。 <実績> | <評定と根拠> 評定：A ○ 退職手当金の給付事務については、退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行うとともに、請求書を退職者が Web 上で入力し、振込口座等のエラーチェックができる「退職手当金請求書作成ツール」を機構ホームページで公開し、エラーを減少させることができた。 また、支給業務の一部について業務委託を導入し、業務量に応じて柔軟な人員配置（処理体制強化）、各工程の細分化・最適化による難易度に応じた分業化等を行うことで、支給件数が大幅に増加する 4 月から 8 月の間について業務処理体制の効率化を図った。さらに、データ入力業者、業務委託業者、機関間で緊密に連携することにより、処理量を最大化することに努めた。 こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は 39.4 日となり、各年度において中期計画（42 日以内）を上回る実績を上げることができた。 ○ 共済契約者の退職届作成システムの認知を高めるため、利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 また、各種手続きに係る共済契約者の電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システム利用案内を送信し、システム利用によ | 評定 A <評定に至った理由> ○ 平均処理期間の短縮 請求書の受付から給付までの事務手続きについて、平均処理期間の短縮を図るために、 ・事務処理の一部について業務委託を導入、 ・データ入力業者、業務委託業者、機関の間で緊密に連携し、事務処理の体制の強化、等を図ったことにより、平均処理期間は、各年度において中期目標に定められた目標値を上回る実績を上げている。 ○ 退職届作成システムの利用促進 共済契約者の負担を軽減するため、退職届作成システムの利用促進として、 ・利用促進のためのチラシについて、メリットを強調したデザインへの変更及び利用者の意見の掲載を実施、 ・利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者へ送付、 等の取り組みを実施した結果、退職届作成システムの利用率は中期目標に定めた目標値を大きく上回る実績を上げている。 | 評定 | 評定 |

| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| | | <評価の視点> | | |
| (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 | (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。 (関連指標) ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行った。さらに、請求書の作成にあたって、退職者が Web 上で請求書を入力し、振込口座等のエラーチェックができる「退職手当金請求書作成ツール」を機構ホームページで公開し、エラーを減少させた。 ○ 支給業務の一部について業務委託を導入し、業務量に応じた柔軟な人員配置を可能とともに、各工程を細分化・最適化し、難易度に応じた分業化を行うことで処理体制の強化を行い、支給件数が大幅に増加する 4 月から 8 月の間について業務処理の効率化を図ったことにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮に努めた。 | <p>るメリットや利便性等を周知した。</p> <p>加えて、全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知及び退職共済電子届出システムの利用促進依頼を行うとともに、退職共済電子届出システム未利用者あてにシステムの利用案内を送付するなど、電子届出システムの利用拡大に努めた。</p> <p>こうした取組みの結果、退職届作成システムの平均利用率は 44.5%となり、各年度において中期計画（30%以上）を大きく上回る実績を上げることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向け PR チラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充するとともに、機構ホームページを利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）に見やすく、かつ、わかりやすい情報提供ができるよう全面刷新を行った。 <p>加えて、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携した制度説明チラシの配布や、福祉医療貸付事業主催の都道府県行政担当者会議において管内の法人への周知依頼を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに WAM NET メールにより個別メールでの案内を行ったほか、機構ホームページに掲載している共済契約者・被共済職員（福祉施設職員）向けの制度及び手続説明の冊子やリーフレット等について、より分かりやすいものとなるよう大幅な見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こうした取組みの結果、加入職員は、885,688 人となり、前中期最終年度 843,027 人から 42,661 人増加した。 ○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、平均 96.6% の利用者から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ることができた。 | <p>○制度周知</p> <p>共済契約者、被共済職員等に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症や災害等で掛金納付期限の延長など緊急対応が必要な場合の手続き案内について、迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載、 ・機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう全面刷新、 <p>等を実施し、制度を利用するに当たっての利便性の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、新規制度加入者の増加への取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当共済制度に係る都道府県ホームページとの相互リンクの強化、 ・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟を通じた制度周知に加え、新たに介護・福祉系の大学や専門学校に対して本制度の広報の実施、 <p>等による制度周知を実施したことにより、制度加入職員は、前中期最終年度と比較して 4 万人以上の増加となり、制度運営の安定化に努めている。</p> <p>○評価</p> <p>以上のとおり、退職手当金給付事務の効率化や電子届出システムの利用促進に積極的に取り組むことで共済契約者の事務負担の軽減及び利用者サービスの向上に</p> |
| (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るために、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。 | (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るために、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 退職届作成システムの利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を実施した。 c WAM NET 基盤のメール一斉配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システム利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 d 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、退職共済電子届出システムの利用促進について依頼を行った。 e 退職共済電子届出システム未利用者あてに、システムの利用案内を送付した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ こうした取組みの結果、加入職員は、885,688 人となり、前中期最終年度 843,027 人から 42,661 人増加した。 ○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、平均 96.6% の利用者から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ることができた。 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|---|---|
| | | 職員届処理に 係るエラー発 生率の減少度 | | <p>○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当共済制度の周知実績 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度 | <p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向けPRチラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充した。 b 機構ホームページについて、利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）に見やすく、かつ、わかりやすい情報提供が行えるように全面刷新を行った。 c 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシの配布を依頼した。さらに、介護・福祉系の大学、専門学校に対しても退職手当共済事業を広報することで、学生への制度周知の強化を図った。 d 福祉医療貸付事業が主催する行政担当者説明会において管内の法人への周知依頼を行った。 e 新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能による個別メールでの案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度及び手続説明の冊子・リーフレット等について、見直しを行った。 <p>○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の96.6%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。</p> | <p>○ 以上のとおり、退職手当金給付事務の効率化や電子届出システムの利用促進に積極的に取り組むことで、共済契約者の事務負担の軽減及び利用者サービスの向上に努めることにより、制度の安定的な運営に資する取組みを定めた中期計画を上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | 努めていること、幅広い制度周知の実施により加入職員の増加を図り、事業の増進に繋がる取り組みをしていることを総合的に勘案し「A」評価とする。 |
| | | (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。 | | | | | |
| | | (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 | | <p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42</p> | <p>○ 上記①のとおり。</p> | | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| | 日以内とする こと。(マイナ ンバー制度導 入後(平成 27 年度及び平 成 28 年度) 実績平均 : 42.1 日) | て 42 日以内 とする。 | の支給原資のうち、 国及び地方公共團 体の補助金等の予 算制約が生じた場 合は、当該事情を考 慮する。 | | |
| ② 退職届作 成システム の利用を促 進し、利用割 合を毎年度 30%以上と すること。 (第 3 期中 期目標期間 実績平均 : 27.5%) | ② 退職届作 成システム の利用を促 進し、利用割 合を毎年度 30%以上と する。 | ② 退職届作成シス テムの利用割合に ついて、中期計画を 達成しているか。 | ○ 上記②のとおり。 | | |

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|----------------------|--------|--------|--------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 1—5 | 心身障害者扶養保険事業 | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること | | | | | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビュー番号 801・848 | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | | | | | |
| 周知・広報活動回数（計画値） | 15回以上 | — | 15回以上 | 15回以上 | 15回以上 | 15回以上 | 15回以上 | 予算額（千円） 32,003,111 | | | | | |
| 周知・広報活動回数（実績値） | — | 14回 | 16回 | 17回 | 16回 | 16回 | | 決算額（千円） 32,888,186 | | | | | |
| 達成率 | — | — | 106.7% | 113.3% | 106.7% | 106.7% | | 経常費用（千円） 21,314,240 | | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） △ 709,740 | | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） — | | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） 813,873 | | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 6.28人 | | | | | |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|------|---|-----------|----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | 主務大臣による評価 | |
| | | | 業務実績 | | | 自己評価 | | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政 | 5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。 | <主な定量的指標> ① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上（平均16.3回）行い、中期計画を達成した。 (実績) <その他の指標>なし | <主要な業務実績> ① 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上（平均16.3回）行い、中期計画を達成した。 | <評定と根拠> 評定：B ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、財務状況検討会で前年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性の確保に努めた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、毎年度、資産運用委員会を開催し、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った。その結果、乖離許容幅については、他機関と比べやや大きいこと等から見直しを図ることで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク收益率を確保するとともに、中期目標期間において、資産合計で平均2.59%の運用利回りを確保した。 ○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を毎年度15回以上（平均16.3回）行い、中期計画に定め | <評定> 評定 B ○扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成13年度以降毎年度、外部有識者から構成される「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」において、心身障害者扶養保険財政将来予測を実施している。各年度においては、前年度の決算データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書としてとりまとめ、厚生労働省、都道府県、指定都市へ報告するとともに、障害者団体へ説明、当法人ホームページにおいて公表している。 ○扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経た上で策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用しており、令和3年度には、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行い、令和3年度には、乖離許容幅について、多機関と比べやや大きいこと等から見直しを図った。 また、各年度においては、各資産とも概ね資産毎のベ | 評定 | B | 評定 | |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| <p>状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合は、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。(関連指標)</p> <p>○心身障害者扶養保険事業実</p> | <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合は、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。(関連指標)</p> <p>○心身障害者扶養保険事業実</p> | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 | <p>○ 財務状況検討会を毎年度開催し、前年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページでの公表を実施した。</p> | <p>る目標値（各年度15回以上）を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の周知・広報活動について、従来は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、令和2年度以降、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から開催が控えられたため、業界誌等への記事掲載、特別支援学校及び関係団体へのパンフレット配布、障害福祉サービス事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼等に加え、関係団体内ネットワーク（Facebook）やWAM NET会員向けメールマガジン及びTwitterを活用した制度案内、各地方公共団体のホームページとの相互リンク等により、効果的な周知・広報活動を実施した。 ○ 事務担当者会議の開催にあたっては、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理した上で国と連携して回答を作成したことに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ、情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図ることができた。</p> | <p>ンチマーク収益率を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用におけるリスク管理については、毎月1回、運用受託機関からの報告に基づき、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を確認している。 ○ 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構のホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。 ○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を毎年度15回以上行っており、中期計画に定める目標値（各年度15回以上）を上回っている。 ○ 制度の周知・広報活動について、業界誌等への記事掲載、特別支援学校及び関係団体へのパンフレット配布、障害福祉サービス事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼等に加え、関係団体内ネットワーク（Facebook）やWAM NET会員向けメールマガジン及びTwitterを活用した制度案内、各地方公共団体のホームページとの相互リンク等を行っており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大 |
|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | |
|--|---|--|---|-----------------------------------|--|
| | <p>れる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定</p> | <p>績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数 ・年金給付保険金支払対象障害者数 ・年金給付保険金額 <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定</p> | <p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p> | <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>防止の観点を踏まえつつ、周知・広報活動を実施している。</p> <p>○障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応している。</p> <p>○以上のとおり、所期の目標を達成していると見込まれることから「B」評価とする。</p> |
|--|---|--|---|-----------------------------------|--|

| | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|--|
| | <p>め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク收益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク收益率を確保すること。</p> | <p>合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク收益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク收益率を確保することとする。</p> | <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク收益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク收益率を確保しているか。</p> | <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク收益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、各年度末におけるベンチマーク收益率との差は、次のとおりである。</p> | | |
|--|---|---|--|--|--|--|

② 運用におけるリスク管理
扶養保険資金について
は、分散投資による運用を行
うとともに、運用に伴う各種リス
クの管理を行うこと。

② 運用におけるリスク管理
リターン・リスク等の特
性が異なる複数の資産に
分散投資することをリス
ク管理の基本とし、運用
に伴う以下のリスクの管理
を適切に行う。

- ・ 基本ポートフォリオを適切に管理

- 資産全体の資産構成割合と基
本ポートフォリオとの乖離状況を少

| [平成30年4月～令和4年3月(年率)] | | | | | |
|----------------------|----|----|---------------|---------|---------|
| 区分 | | | ベンチマーク 収益率 | 運用実績 | ベンチマーク差 |
| 平成 30年度 | 国内 | 債券 | 1.89% | 1.91% | 0.02% |
| | | 株式 | △5.04% | △4.77% | 0.27% |
| | 外国 | 債券 | 2.46% | 2.46% | 0.00% |
| | | 株式 | 10.14% | 9.54% | △0.60% |
| 令和 元年度 | 国内 | 債券 | △0.18% | △0.16% | 0.02% |
| | | 株式 | △9.50% | △9.27% | 0.23% |
| | 外国 | 債券 | 4.37% | 4.52% | 0.15% |
| | | 株式 | △12.42% | △12.81% | △0.40% |
| 令和 2年度 | 国内 | 債券 | △0.70% | △0.72% | △0.01% |
| | | 株式 | 42.13% | 42.27% | 0.14% |
| | 外国 | 債券 | 5.43% | 5.07% | △0.36% |
| | | 株式 | 59.79% | 59.45% | △0.34% |
| 令和 3年度 | 国内 | 債券 | △1.22% | △1.20% | 0.01% |
| | | 株式 | 1.99% | 2.20% | 0.21% |
| | 外国 | 債券 | 1.96% | 1.96% | 0.00% |
| | | 株式 | 22.96% | 22.71% | △0.24% |

※各資産の運用実績は時間加重収益率

(参考) 資産全体の運用実績

| 区分 | 運用実績 |
|--------|--------|
| 平成30年度 | 2.14% |
| 令和元年度 | ▲1.60% |
| 令和2年度 | 7.52% |
| 令和3年度 | 1.62% |

※資産全体の運用実績は修正総合利回り

- 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|--|
| | | <p>するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 <p>③ 運用に関する基本方針の見直し</p> | <p>なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 <p>③ 運用に関する基本方針の見直し</p> | <p>○ 每月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>○ 運用受託機関からの月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、令和3年度の資産運用委員会で検証を行った結果、乖離許容幅については他機関と比べやや大きいこと等から見直しを図る(国内債券8%、国内株式4%、外国債券2%、外国株式4%とする)ことで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> | | |
|--|--|---|--|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | <p>は、必要に応じて随时見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制す | <p>は、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制す | <p>ると認めるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、令和3年度の資産運用委員会で検証を行った結果、現行基本ポートフォリオを維持することで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p> | | |
|--|--|---|---|--|--|

| | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|
| <p>すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p> | <p>ること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績</p> | | <p>○ 每年度、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、前年度決算書を分析・検証するとともに、財務状況検討会において確認等の検証を行い、問題ないことを確認した。</p> | | |
|---|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| | <p>・ベンチマーク差</p> <p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るために、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p> | <p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 ○ 各自治体担当者と連携し、事務担当者会議の標準化を図るよう努めているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。 ○ 各自治体担当者と連携し、事務担当者会議の標準化を図るよう努めているか。 <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度以降は事務担当者会議を書面開催としたが、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>○ 各年度、事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 平成30年度、令和元年度において、利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換等を行った。</p> <p>○ 各年度、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿の送付を行い、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受けた。</p> <p>また、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遗漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p> | |
| | <p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわ | <p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動は中期計画 <p>○ 上記①のとおり。</p> | |

| | | | | | |
|--|---|-----------|--|--|--|
| たるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。（平成 28 年度実績：10 回） | たるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 | を達成しているか。 | | | |
|--|---|-----------|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | |
|--------------------|--|--|--|----------------------|--------------------------|
| 1—6 | 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | 重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。 | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
|---------------------|------------|----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------------------------|-----------------|---------|---------|---------|-----------|-----|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 情報充実及び機能見直し（計画値） | 25件以上 | — | 5件以上 | 5件以上 | 5件以上 | 5件以上 | 5件以上 (25件) | | 予算額（千円） | 493,605 | 962,815 | 630,830 | 1,320,829 | |
| 情報充実及び機能見直し（実績値） | — | 5件 | 8件 (8件) | 8件 (16件) | 7件 (23件) | 6件 (29件) | | | 決算額（千円） | 504,108 | 738,653 | 790,648 | 655,928 | |
| 達成度 | — | — | 160.0% | 160.0% | 140.0% | 120.0% | | | 経常費用（千円） | 628,095 | 721,064 | 798,359 | 949,390 | |
| 年間ヒット件数（計画値） | 11,000万件以上 | — | 11,000万件以上 | 11,000万件以上 | 11,000万件以上 | 11,000万件以上 | 11,000万件以上 | | 経常利益（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 年間ヒット件数（実績値） | — | 12,940万件 | 19,258万件 | 15,798万件 | 22,809万件 | 25,922万件 | | | 行政コスト（千円） | — | 794,297 | 798,359 | 949,390 | |
| 達成度 | — | — | 175.1% | 143.6% | 207.4% | 235.7% | | | 行政サービス実施コスト（千円） | 387,079 | — | — | — | |
| | | | | | | | | | 従事人員数 | 8.29人 | 10.92人 | 11.02人 | 11.56人 | |

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
|---|---|--|--|---|---|----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | |
| 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供するこ | 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供するこ | <主な定量的指標> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組みを25件以上（29件）実施し、中期計画を達成した。 ② 年間ヒット件数を1億1,000万件以上とする。 <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組みを25件以上（29件）実施し、中期計画を達成した。 ② 年間ヒット件数は、毎年1億1,000万件以上（平均2億946万件）となり、中期計画を達成した。 | <評定と根拠> 評定：A ○ WAM NET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、毎年度コンテンツを新設するとともに、WAM NETトップページの全面的なリニューアルや「福祉サービス第三者評価制度情報」「介護保険地域密着型サービス外部評価制度情報」等の既存コンテンツの機能の見直しを行なうなど、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組みは中期計画の目標値を大きく上回る実績（中期目標期間における達成度145.0%）をあげることができた。 ○ これらの提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った結果、年間ヒット件数は各年度において中期計画の目標値を大きく上回る実績（中期目標期間における達成度平均：190.4%）をあげることができた。 ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET基盤を活用し、連絡システムの構築、メール一括送信機能の利用、Web上でのアンケートの実施等を行った。 ○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。 また、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、運用体制の整備を適切に実施するとともに、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行うなどシステムの利用促進を図りつつ、令和3年度より運用を | 評定 A <評定に至った理由> ○ 提供情報の整備充実等 国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組みを実施しており、中期計画の目標値を上回る実績をあげている。 ○ 年間ヒット件数 コンテンツの新設など、提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことにより、年間ヒット件数は中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげている。 ○ 評価 中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげている他、国の施策に基づくシステムについて、国と連携して安定的な運用と効率的な管理を適切に実施しており、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られるなど、質的にも量的にも成果をあげていることから「A」評価とする。 | 評定 | |

| <p>とを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報と幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績・アンケート調査における情報利用者の満足度</p> | <p>とを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p> | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。 | <p>○ 提供情報の質の向上を図るために、各年度において次のとおり、新たにコンテンツを開設した。</p> <table border="1" data-bbox="1019 428 1718 1731"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 </td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 </td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 </td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 主な取組み | 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 | <p>開始し、安定的な運用と効率的な管理を適切に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策に基づく、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及び内閣府等関係省庁と連携し、社会福祉法人や事業者、所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、高い利用率を達成した。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> |
|---|---|---|--|----|-------|--------|--|-------|---|-------|---|-------|--|--|
| 年度 | 主な取組み | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | <p>○ 利用者の利便性の向上を図るため、各年度において次のとおり、既存コンテンツの機能の見直しを行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」ページの情報の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索ページの検索性向上 </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護離職ゼロの実現に向けて」コンテンツの充実 </td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」コンテンツの提供情報の拡充及び利便性の向上 </td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化、全面リニューアル ・「イベント・セミナー情報」コンテンツの情報登録機能等の改善 </td></tr> </tbody> </table> <p>○ 毎年度、福祉医療分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなるWAM NET事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報システムの在り方、効果的な情報発信、WAM NETの提供情報の質及び利便性の向上等について検討を行った。</p> <p>○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、システムの改善や運用体制の整備を実施した。</p> <p>○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、平成30年度から運用を開始し、国と連携を図り、システムの運用改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>○ 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、令和2年度から運用を開始し、国と連携を図り、システムの運用改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>○ 「障害者支援施設等災害時情報共有システム」及</p> | 年度 | 主な取組み | 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」ページの情報の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索ページの検索性向上 | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護離職ゼロの実現に向けて」コンテンツの充実 | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」コンテンツの提供情報の拡充及び利便性の向上 | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化、全面リニューアル ・「イベント・セミナー情報」コンテンツの情報登録機能等の改善 | |
|---|--|---|---|----|-------|--------|--|-------|--|-------|--|-------|--|--|
| 年度 | 主な取組み | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」ページの情報の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索ページの検索性向上 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「介護離職ゼロの実現に向けて」コンテンツの充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」コンテンツの提供情報の拡充及び利便性の向上 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化、全面リニューアル ・「イベント・セミナー情報」コンテンツの情報登録機能等の改善 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。 | (2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組 | <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。</p> | | | | | | | | | | | | |

実績
・国の施策に基づく情報システムの利用実績

び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」については、令和3年度から運用を開始し、国と連携を図り、運用体制の整備を適切に実施するとともに、システムの利用促進を図った。

- 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。

[社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム]

| 年 度 | 対象法人数 | 利用法人数 | 利用率 |
|----------|----------|----------|-------|
| 平成 30 年度 | 20,818 件 | 20,514 件 | 98.5% |
| 令和元年度 | 20,883 件 | 20,713 件 | 99.2% |
| 令和 2 年度 | 20,941 件 | 20,836 件 | 99.5% |
| 令和 3 年度 | 21,003 件 | 20,927 件 | 99.6% |

[障害福祉サービス等情報公表制度システム]

| 年 度 | 対象事業所数 | 利用事業所数 | 利用率 |
|----------|-----------|-----------|-------|
| 平成 30 年度 | 156,482 件 | 121,092 件 | 77.4% |
| 令和元年度 | 162,134 件 | 126,411 件 | 78.0% |
| 令和 2 年度 | 168,217 件 | 138,991 件 | 82.6% |
| 令和 3 年度 | 178,818 件 | 149,636 件 | 83.7% |

[子ども・子育て支援情報公表システム]

| 年 度 | 対象事業所等数 | 利用事業所等数 | 利用率 |
|---------|----------|----------|-------|
| 令和 2 年度 | 63,137 件 | 57,572 件 | 91.2% |
| 令和 3 年度 | 63,304 件 | 58,430 件 | 92.3% |

| <p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図ること。</p> | <p>(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。</p> | <p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するために WAM NET 基盤を活用しているか。</p> <p>○ WAM NET については、機微情報やデータの受渡し時のセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能となることから、次のとおり、各年度において WAM NET 基盤を活用して機構業務の効率的な実施を推進した。</p> <table border="1" data-bbox="1019 339 1702 1787"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーアクション業務委託先との連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 </td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 </td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関との専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 </td></tr> </tbody> </table> <p>○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る各種手続きの案内、機構の調達情報や月刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> | 年度 | 主な取組み | 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーアクション業務委託先との連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関との専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 | | |
|---|---|--|----|-------|--------|--|-------|---|-------|---|-------|--|--|--|
| 年度 | 主な取組み | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーアクション業務委託先との連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関との専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携し、Web回答による調査の仕組みを構築のうえ、次の調査を円滑かつ効率的に実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護報酬・診療報酬改定後の状況に関する調査、保育人材に関する調査アンケート) </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護職員等特定処遇改善加算等に関するアンケート、特別養護老人ホームの入所状況に関するアンケート) </td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査（新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を併せて実施） ・病院経営動向調査（同上） ・アンケート調査(介護人材に関する調査、保育人材に関するアンケート、病院の手数料等に関するアンケート) </td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査（病院の運営状況等に関する調査、介護人材に関する調査等） </td></tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。</p> | 年度 | 主な取組み | 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護報酬・診療報酬改定後の状況に関する調査、保育人材に関する調査アンケート) | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護職員等特定処遇改善加算等に関するアンケート、特別養護老人ホームの入所状況に関するアンケート) | 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査（新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を併せて実施） ・病院経営動向調査（同上） ・アンケート調査(介護人材に関する調査、保育人材に関するアンケート、病院の手数料等に関するアンケート) | 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査（病院の運営状況等に関する調査、介護人材に関する調査等） | | |
|---|---|--|--|----|-------|--------|---|-------|--|-------|---|-------|--|--|--|
| 年度 | 主な取組み | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護報酬・診療報酬改定後の状況に関する調査、保育人材に関する調査アンケート) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査(介護人材に関する調査、介護職員等特定処遇改善加算等に関するアンケート、特別養護老人ホームの入所状況に関するアンケート) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査（新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を併せて実施） ・病院経営動向調査（同上） ・アンケート調査(介護人材に関する調査、保育人材に関するアンケート、病院の手数料等に関するアンケート) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・アンケート調査（病院の運営状況等に関する調査、介護人材に関する調査等） | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 中期目標 期間において、提供情報の整備充実及び機能の | (4)WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 中期目標 期間において、提供情報の整備充実及び機能の | <p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|------------------------|-----------------------------|------------|--|--|
| | 見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績 16 件(年度平均 4 件)) ② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。(平成 28 年度実績 : 1 億 144 万件) | 見直しに関する取組を 25 件以上実施する。 | ○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。 | ○ 上記②のとおり。 | | |
|--|---|------------------------|-----------------------------|------------|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------------------|----------------------|---------|---------|---------|--------------------------|--|-----------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 1—7 | 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 | | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | | | | | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | なし | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | | | | | | | |
| 連携・協力による周知活動(計画値) | 30 団体以上 | — | 30 团体以上 | 30 团体以上 | 30 团体以上 | 30 团体以上 | 42 团体以上 | 予算額（千円） | (年担) 1,241,641 (劳担) 21,460 | | | | | |
| 連携・協力による周知活動(実績値) | | 32 团体 | 36 团体 | 36 团体 | 42 团体 | 42 团体 | | 決算額（千円） | (年担) 1,251,530 (劳担) 20,842 | | | | | |
| 達成率 | — | — | 120.0% | 120.0% | 140.0% | 140.0% | | 経常費用（千円） | (年担) 1,223,833 (劳担) 20,904 | | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | (年担) △138,188 (劳担) △4,132 | | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | (年担) — (劳担) — | | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） | (年担) 137,612 (劳担) 4,059 | | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | (年担) 16.44 人 (劳担) 0.34 人 | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|------|-----------|----------|----------|---------------|---------------|-------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|---------|---------------|---------------|----|-------|-------|----------|------------|------------|-------|------------|------------|---------|------------|------------|---------|------------|------------|--|------|----|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。 また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成 25 年 3 月厚生労働省策定)に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘査した上で令和 3 年度末を目指に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。 | 7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。 また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成 25 年 3 月厚生労働省策定)に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘査した上で令和 3 年度末を目指に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。 | <主な定量的指標> ① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を毎年度 30 団体以上(平均 39 団体)行い、中期計画を達成した。 <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を毎年度 30 団体以上(平均 39 团体)行い、中期計画を達成した。 (実績) ○年金担保貸付事業 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>貸付契約額</th><th>資金交付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 30 年度</td><td>37,691,700 千円</td><td>37,691,700 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>31,609,860 千円</td><td>31,609,860 千円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>21,886,300 千円</td><td>21,886,300 千円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>23,075,740 千円</td><td>23,075,740 千円</td></tr></tbody></table> ○労災年金担保貸付事業 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>貸付契約額</th><th>資金交付額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 30 年度</td><td>863,410 千円</td><td>863,410 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>738,490 千円</td><td>738,490 千円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>547,940 千円</td><td>547,940 千円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>585,650 千円</td><td>585,650 千円</td></tr></tbody></table> | 年度 | 貸付契約額 | 資金交付額 | 平成 30 年度 | 37,691,700 千円 | 37,691,700 千円 | 令和元年度 | 31,609,860 千円 | 31,609,860 千円 | 令和 2 年度 | 21,886,300 千円 | 21,886,300 千円 | 令和 3 年度 | 23,075,740 千円 | 23,075,740 千円 | 年度 | 貸付契約額 | 資金交付額 | 平成 30 年度 | 863,410 千円 | 863,410 千円 | 令和元年度 | 738,490 千円 | 738,490 千円 | 令和 2 年度 | 547,940 千円 | 547,940 千円 | 令和 3 年度 | 585,650 千円 | 585,650 千円 | <評定と根拠> 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成 25 年 3 月厚生労働省策定)を踏まえ、引き続き、年金受給者にとって必要かつ無理のない融資を行った結果、中期目標期間における貸付実績は、年金担保貸付事業で 223,435 件 114,264 百万円、労災年金担保貸付事業で 3,435 件 2,735 百万円となった。 また、貸付残高については、年金担保貸付事業で 107,202 件 31,523 百万円、労災年金担保貸付事業で 1,722 件 790 百万円となった。 ○ 第 4 期中期目標策定後、速やかに申込受付の終了予定を周知するためのチラシやパンフレットの作成準備を進め、平成 30 年 7 月に全ての受託金融機関に送付して、窓口での適切な対応を依頼することにより、利用者等に幅広く情報提供する対応を開始することができた。 その後も「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の成立などの状況変化に応じて適宜チラシやパンフレットの見直しを図るとともに、申込受付終了以降の対応を想定した見直しを加えた新たなチラシを作成して、令和 4 年 4 月に間に合うよう全ての受託金融機関に事前送付した。 また、機構ホームページについても同様の見直しを図り、申込受付の終了時期及び利用可能な制度・相談窓口等に関する情報提供を行うとともに、電話自動応答システムについても、利用者からの問合せに対して 24 時間 365 日体制で申込受付終了に向けた周知対応を行った。 ○ 申込受付終了に向けた周知活動について | 評定 B | 評定 |
| 年度 | 貸付契約額 | 資金交付額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 37,691,700 千円 | 37,691,700 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 31,609,860 千円 | 31,609,860 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 21,886,300 千円 | 21,886,300 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 23,075,740 千円 | 23,075,740 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 貸付契約額 | 資金交付額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 863,410 千円 | 863,410 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 738,490 千円 | 738,490 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 547,940 千円 | 547,940 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 585,650 千円 | 585,650 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| <p>なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> | <p>なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>(関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p> | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定とともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 収支中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。 | <p>は、社会福祉振興助成事業との連携等により、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携の拡充に努めた結果、中期目標を上回る 42 団体との連携・協力を確保することができたところであり、それぞれの団体にチラシやパンフレットを適宜送付するとともに、令和 4 年 4 月以降の対応を想定した新たな対応要領 (Q&A 等) を事前送付するなど、引き続き利用者等への幅広い周知が図られる対応を着実に進めた。</p> <p>○ 受託金融機関に対して、令和元年 6 月以降に次回の申込ができない借入者が発生することを早い段階から伝えて、対象者の早見表や Q&A 等を送付するとともに、毎年度、受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携して説明を実施（実績：16 回）したほか、当日の資料や各種の事務連絡を WAM NET 専用掲示板に掲載して情報共有を図るなど、連携強化に努めた。</p> <p>さらに、申込受付終了の間際になって借入申込関係書類に不備が生じた場合の対応等に係る具体的な処理方策を事務連絡するとともに、事業終了を見据えた債権回収の強化等を図るため、年金担保貸付事務取扱を全面改訂して受託金融機関宛に送付した。</p> <p>○ 以上のとおり、申込受付終了に向けて必要と考えられる可能な限りの取組みについて、厚生労働省や全国銀行協会等とも事前調整して対応した結果、令和 4 年 3 月末の新規申込受付終了までの間、受託金融機関の窓口や利用者に特段の混乱が生じることのない運用を確保することができた。</p> | <p>受付終了までの間、受託金融機関の窓口や利用者に特段の混乱が生じることのない運用を行った。</p> <p>○評価 所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> <p><今後の課題> 申込受付終了後における既往債権の管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ、引き続き着実な実施を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努め、円滑な業務終了に向けた適切な措置を行うことを期待する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> |
| | | <p>○ 災害救助法の適用となった災害や令和 2 年</p> | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>度以降の新型コロナウイルス感染症による影響への対応として、機構ホームページで速やかに貸付条件変更等の周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めているか。 <p>○ 第4期中期目標期間初年度の平成30年7月に、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付終了予定についてチラシ、パンフレット、機構ホームページ等で速やかに周知広報を実施し、その後、隨時改訂しながら周知を行った。</p> <p>令和3年度においては、申込受付終了の半年前から機構ホームページ等で必要な注意喚起を図るとともに、令和4年4月以降に向けてその後の窓口対応や照会先を明確にした新たなチラシの配布、機構ホームページ等の全面改訂を行った。</p> <p>また、受託金融機関と緊密な連携を図るため、毎年度、事務説明会を開催するとともに、適時・的確な事務連絡の送付やWAM NET専用掲示板を通じて対応の共有化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関において適切な対応に資するよう、令和元年6月以降は、申込受付終了により次回の申込ができない借入者の発生を受託金融機関に注意喚起するとともに、対象者の早見表や利用者対応に関するQ&Aを提供して、窓口現場の対応を支援した。 ○ 每年度、全国7ヶ所において受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携した説明を実施（実績：16回）するとともに、同説明会を欠席した金融機関に対しては、当日の資料送付及びWAM NET専用掲示板へ掲載した。また、厚生労働省と連携して取扱件数の多い金融機関を中心に、個別訪問によるフォローアップを実施した。（実績：50機関） ○ 加えて、最終の申込受付に係る対応として、借入申込関係書類に不備があった際の手続き等について、最終受付であることを踏まえた事務連絡を発出するとともに、事業終了を見据え、債権回収を強化するために全面改訂した年金担保貸付事務取扱を受託金融機関宛に送付するなど連携の強化を図った。 | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|
| | | <p>○ 令和2年度に年金担保貸付の利用者1万人に対して、現在の利用状況や代替措置に関する意向に係るアンケート調査を実施し、4,034名からの回答が得られた。</p> <p>その集計・分析を通じて、年金受給者の一時的な資金需要は根強く残っていること、代替措置と位置付けられる家計改善支援事業や生活福祉資金貸付制度に対する利用意向が高いこと等が把握できた。</p> <p>アンケート調査の結果を報告書として取りまとめた上で、年金担保貸付の事業実施主体の立場から、今後の代替措置の確保に向けた提言内容を含めて厚生労働省関係部署への報告を行うとともに、機構ホームページで公表した。</p> | | |
| （4）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 | <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>（関連指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受託金融機関に対する周知実績 ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・受託金融機関個別訪問実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績 <p>（4）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> | <p>○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行っているか。</p> <p>申込受付終了に向けた周知活動については、社会福祉振興助成事業との連携等により、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携の拡充に努めた結果、平成29年度末の32団体から131%の増となる42団体との連携・協力を確保した。</p> <p>それぞれの団体にチラシやパンフレットを適宜送付するとともに、令和4年4月以降の対応を想定した新たな対応要領（Q&A等）を事前送付するなど、引き続き利用者等への幅広い周知対応が図られる態勢整備を着実に進めた。</p> | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | <p>に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 团体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（平成 28 年度実績：29 団体） | <p>に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 | <p>○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------|----------------------|--------|--------|--------|--------------------------|------------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|
| 1—8 | 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | | | | | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | なし | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | | | | | |
| 長期延滞債権の回収 処理割合（計画値） | 18%以上 | — | 18%以上 | 18%以上 | 18%以上 | 18%以上 | 18%以上 | 予算額（千円） 1,601,966 | | | | | |
| 長期延滞債権の回収 処理割合（実績値） | — | 17.3% | 22.0% | 23.4% | 19.5% | 20.7% | — | 決算額（千円） 1,586,083 | | | | | |
| 達成率 | — | — | 122.2% | 130.0% | 108.3% | 115.0% | — | 経常費用（千円） 1,625,097 | | | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） 15,590,680 | | | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） — 1,407,216 | | | | | |
| | | | | | | | | 行政サービス実施コスト（千円） △16,014,981 | | | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 28.70人 | | | | | |
| | | | | | | | | 26.29人 | | | | | |
| | | | | | | | | 27.01人 | | | | | |
| | | | | | | | | 25.07人 | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|--|--|---|--|---|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。 (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機 | 8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。 (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機 | <p><主な定量的指標></p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して毎年度 18%以上の回収処理（平均 21.4%）を行い、中期計画を達成した。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めているか。 | <p><主要な業務実績></p> <p>① 長期延滞債権については、毎年度、総件数に対して毎年度 18%以上の回収処理（平均 21.4%）を行い、中期計画を達成した。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、過去 2 回にわたる関係機関ヒアリングから把握された課題等を全体整理することにより、当該業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進めて、国と調整した。 ○ 前中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、平成 30 年 4 月に発足した新設合併法人をはじめとする関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和 5 年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。 ○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、関連システムに将来推計の機能を追加する準備検討を進め、公共調達手続きを経て、システム修正作業及びテスト実施の検討等を行うことにより、迅速な処理・職員の負担軽減に向けた対応を進めた。 ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、毎年度、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 ○ 貸付先の保証人等については、毎年度、受託金融機関等に調査を行い、必要な手続きが適切に行われたことを確認するとともに、転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行った。 ○ 前中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、平成 30 年 4 月に発足した新設合併法人をはじめとする関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和 5 年度から実施する関係機関との協議・調 | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 法人の自己評価について</p> <p>本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(令和 4 年 3 月 2 日改定、総務大臣決定)に即して記載されており質が高く、評価の視点に即し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。</p> <p>○ 業務の終了を見据えた検討</p> <p>業務運営コストの分析及び将来の収支状況の見込みの把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングから把握された課題等の全体整理を行うことにより業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進め、国との調整を行った。</p> <p>○ 評価</p> <p>所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> <p><今後の課題></p> <p>承継年金住宅融資等債権の残高については、減少傾向が続くことから、債権残高の将来見通しを踏まえ、関係機関との緊密な連携及び調整を進めつつ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行うことを期待する。</p> | <p>評定</p> | |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> | <p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p> | <p>整に向けた準備検討を着実に進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、関連システムに将来推計の機能を追加する準備検討を進め、公共調達手続きを経て、令和4年10月の運用開始に向けてシステム修正作業及びテスト実施の検討等を進めた。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。 | <p>が管理してきた債権等について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じて必要な回収処理等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構への委託分債権（自然人保証）で期限の利益を喪失した債権に係るサービス（債権回収会社）への再委託について、同機構との緊密な連携により、令和2年5月から開始し、再委託を実施した。 ○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更325件（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用121件を含む）、民事再生法の適用による返済条件の変更19件の措置を講じた。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、機構ホームページで周知を行うとともに、121件（再掲）の措置を講じ、借入者のニーズに円滑に対応できた。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅金融支援機構の動向を把握し、転貸法人に必要な事務連絡の発出等を行った。 また、令和2年4月の改正民法施行に伴う保証人変更契約書の様式変更について、必要な調査や調整を行うことにより、受託金融機関で適切な運用が図られる状況を確保した。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、毎年度、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け（Moody's、S&P）により、毎年度、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。 ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた転貸法人の現場対応の状況等を電話・メール等で随時確認し、住宅金融機構等の動向を把握した上で必要な情報提供や指導を行った。 ○ 専門員及び転貸法人からの定期報告（年2回）、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を毎年 | |
|--|---|---|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>度開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度以降、年2回の約定償還時に先駆けて、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受け、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。 | <p>付財源に寄与した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
| (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績・年金住宅融資等債権の元金回収率 | (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めているか。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかっただ債権や過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を図った。 ○ 住宅金融支援機構への委託分債権（自然人保証）で期限の利益を喪失した債権に係るサービス（債権回収会社）への再委託について令和2年5月から開始し、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制（債務者に係る時効更新）を図った。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更325件（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用121件を含む）、民事再生法の適用による返済条件の変更19件の措置を講じた。 また、災害等の発生時には、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。 ○ 短期延滞債権について迅速かつ着実な督促を行うため、転貸法人へのヒアリングや関係団体の役員会・総会及び専門員会議において周知徹底を図った。 | | |
| (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等 | (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権 <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。 | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | <p>を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行うこと。(第3期中期目標期間実績：平均 17.8%) | <p>を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行う。 | <p>回収に努めているか。</p> <p>○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行う。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|----------------------|------|-----|-----|--------------------------|-----------------------------------|-----------|---|---|--|-----|--|--|
| 1—9 | 一時金支払等業務及び補償金支払等業務 | | | | | | | | | | | | | |
| 業務に関連する政策・施策 | | | | | | 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など) | 独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビュー番号 247・743 | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | | |
| | | | | | | | | 予算額（千円） | （一時金） 11,167,039 (補償金) 5,422,001 | （一時金） 3,405,515 (補償金) 11,517,779 | （一時金） 1,758,266 (補償金) 2,960,550 | | | |
| | | | | | | | | 決算額（千円） | （一時金） 1,596,426 (補償金) 1,478,432 | （一時金） 1,368,357 (補償金) 8,869,033 | （一時金） 323,778 (補償金) 1,105,403 | | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | （一時金） 1,652,881 (補償金) 1,518,015 | （一時金） 1,364,090 (補償金) 8,888,258 | （一時金） 321,334 (補償金) 1,117,220 | | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | （一時金） 0 (補償金) 0 | （一時金） △9,632 (補償金) 0 | （一時金） 0 (補償金) 0 | | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | （一時金） 1,652,881 (補償金) 1,518,015 | （一時金） 1,364,090 (補償金) 8,888,258 | （一時金） 321,334 (補償金) 1,117,220 | | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | （一時金） 4.33人 (補償金) 1.16人 | （一時金） 3.54人 (補償金) 3.72人 | （一時金） 3.76人 (補償金) 4.07人 | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|----------------------|----------------------|---|--|---|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務 | 9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務 | <p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。 | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務とともに、国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。 ○ 一時金等及び補償金の支払にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAM NET掲示板を活用した。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時金支払等業務及び補償金支払等業務について、毎月確實に支払いを完了するとともに、支払い状況についても速やかに報告しており、支払業務を適切かつ迅速に実施している。また、一時金及び補償金の支払にあたっては、WAM NET掲示板を活用し、個人情報の取扱いに配慮しつつ業務を実施している。 ○所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。 | | |

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------------|-------------------|----------------------------|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 2—1 | 業務・システムの効率化と情報化の推進 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
|--|--|--|---|--|-----------|----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | |
| 第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。 | 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置 1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> | <主要な業務実績> ○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。 | <評定と根拠> 評定：B ○ 情報化推進計画に基づくシステム改修として、貸付総合電算システムについては、機能追加等の改修を実施し、業務の効率化を図った。 また、福祉医療貸付事業に係る債権の期中管理態勢強化のため、自己査定支援システムを開発した。 事業報告書等電子報告システムについては、報酬改定への対応機能追加等の改修を実施し、業務の効率化を図った。 退職手当共済事業における新システム構築に向けた対応を行った。 WAM NET事業において、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国等の要望を踏まえた機能追加等の改修を行うとともに、「子ども・子育て支援情報公表システム」、「障害者支援施設等災害時共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」を構築した。 これらの取組みにより、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。 ○ 事務所外から機構LANへの接続を可能とする高度なセキュリティが確保されたシステム環境整備を行い、新型コロナウイルス感染拡大や災害発生時 | 評定 B | 評定 | |
| | | | | <評定に至った理由> ○システムの導入及び改 情報化推進計画に基づくシ ステム改修として、 ・福祉医療貸付事業に係る貸付 総合電算システムに係る機能の 追加等、 ・財務諸表等電子開示システム 及び障害福祉サービス等情報公 表システムに係る機能の追加 等、 の改修を実施するなど、業務の 効率化に努めている。 また、新たに ・福祉医療貸付事業に係る債権 の期中管理態勢強化のための、 自己査定支援システムの開発、 ・子ども・子育て支援情報公表 システム、障害者支援施設災害 時情報共有システム及び児童福 祉施設災害時情報共有システム の構築を行い、 ・退職手当共済システムについ ては、各種手続のオンライン化 を目指して、新システムの要件 定義に関する調達を開始、 するなど、組織として、各事業・ 業務の実施を効率的かつ安定的 な支援の実施に取り組んでい る。 また、災害発生時等に事業所 外からもテレワークにより業務 継続が可能となるよう、高度な セキュリティが確保されたシス 템の環境整備を行った。 | | | |

| | | <p>（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p> <p>（3）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p> | <p>（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>（3）職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p> | <p>（2）情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図るために、CIO補佐官によるICT人材育成のための研修を実施した。</p> <p>また、研修プログラムに基づき、情報セキュリティに関する知識や情報セキュリティインシデントに関する知識、情報システムの構築技法及び見積り等に関する知識習得に係る外部研修を受講した。</p> <p>（3）職員に対するICTリテラシーの向上を図るため、毎年度、策定した情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修（eラーニング研修：Word、Excel、PowerPoint等）、業務システム等操作研修（集合研修等）及びCIO補佐官によるICTリテラシーの向上のための研修を役職員向けに実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>OA研修</th><th>システム操作研修</th><th>ICTリテラシー研修</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>343名</td><td>129名</td><td>75名</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>233名</td><td>82名</td><td>73名</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>195名</td><td>30名</td><td>148名</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>276名</td><td>134名</td><td>92名</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | OA研修 | システム操作研修 | ICTリテラシー研修 | 平成30年度 | 343名 | 129名 | 75名 | 令和元年度 | 233名 | 82名 | 73名 | 令和2年度 | 195名 | 30名 | 148名 | 令和3年度 | 276名 | 134名 | 92名 | <p>等においても機構の業務継続が可能となる体制整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍により、機構各業務において、対面による相談や集合形式による会議の開催が困難となったため、Web会議サービスを導入し、顧客等とのコミュニケーションについて安全性を確保しつつ、サービスの質の維持・向上を図るとともに、業務の効率化及び円滑な実施を支援した。 ○ 情報セキュリティに関する知識や情報セキュリティインシデント等に関する知識習得に係る外部研修の受講により、情報管理担当部署の専門性の向上を図った。 ○ 情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修を実施するとともに、CIO補佐官による役職員向け研修を実施するなど、機構職員のICTリテラシーの向上を図った。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>○研修</p> <p>情報セキュリティ関連の研修受講、CIO補佐官によるICT人材育成研修及び情報システム関連の研修等の実施により、情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、機構職員のITリテラシーの向上に取り組んでいる。</p> <p>○評価</p> <p>業務の効率化に向けた各種システムの改修、整備に取り組んでいること、各種研修による情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、職員のICTリテラシーの向上を図るなど、業務・システムの効率化と情報化の推進に努めており、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> |
|--------|------|--|--|---|----|------|----------|------------|--------|------|------|-----|-------|------|-----|-----|-------|------|-----|------|-------|------|------|-----|---|---|
| 年度 | OA研修 | システム操作研修 | ICTリテラシー研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 343名 | 129名 | 75名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 233名 | 82名 | 73名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 195名 | 30名 | 148名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 276名 | 134名 | 92名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--|--------------------------------|--|--|--|---|---|---------------------------------------|
| 2—2 | 経費の節減 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報 |
| 経費節減(計画値) (百万円) | 中期目標期間の最終年度において、一般管理費は 70 百万円、業務経費は 296 百万円 | | (一般管理費) 80 (▲3%) (業務経費) 308 (▲1%) | (一般管理費) 77 (▲6%) (業務経費) 305 (▲2%) | (一般管理費) 75 (▲9%) (業務経費) 302 (▲3%) | (一般管理費) 72 (▲12%) (業務経費) 299 (▲4%) | (一般管理費) 70 (▲15%) (業務経費) 296 (▲5%) | — |
| 経費節減(実績値) (百万円) | 年度計画値の 100% | (一般管理費) 82 (業務経費) 311 | (一般管理費) 85 (業務経費) 331 | (一般管理費) 78 (業務経費) 314 | (一般管理費) 73 (業務経費) 302 | (一般管理費) 72 (業務経費) 297 | | — |
| 上記削減率(%) | 中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度 (一般管理費 82 百万円、業務経費 311 百万円) と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5% 程度削減 | | (一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3% | (一般管理費) ▲4.3% (業務経費) 0.9% | (一般管理費) ▲10.9% (業務経費) ▲3.0% | (一般管理費) ▲12.8% (業務経費) ▲4.7% | | |
| 達成度 | — | | (一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1% | (一般管理費) 98.7% (業務経費) 97.1% | (一般管理費) 102.7% (業務経費) 100.0% | (一般管理費) 100.0% (業務経費) 100.7% | | — |

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|--|---------|---|--|--|--|-----------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | | | |
| 2 経費の節減 | 2 経費の節減 | <p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p> <p>(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度（令和 4 年度）において、基準額（平成 29 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう、不斷に経費削減の取組みを行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めた。</p> <p>令和 2 年度以降は、人材派遣職員及び再雇用職員等の人員配置の最適化を着実に推進したことにより、一般管理費△12.8%（目標△12%）、業務経費△4.7%（目標△4%）と、一般管理費、業務経費ともに中期計画に基づく計画を達成した。</p> <p>○ 業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減の取組みとして、以下のとおり実施した。 (平成 30 年度から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、破綻した貸付先に係る回収業務の委託業務内容の見直し等を通じて、業務委託手数料を削減。 さらに、承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、有価証券（国債）による根質権を担保としている貸付先と交渉し、根抵当権へと担保を変更したことに伴い、担保有価証券を保管する委託先（信託銀行）との間で締結している担保有価証券管理事務請負契約の早期解約が可能となり、完済までの委託費を削減。 (令和元年度から実施) ・退職手当共済事業において、退職手当共済制度マニュアルの印刷及び送付を取り止め、機構ホームページからのダウンロード方式に変更することで、印刷製本費や通信運搬費の削減。また、繁忙期の人材派遣職員に係る経費節減及び労務管理の負荷軽減等を図るため、令和 2 年度から段階的に事務処理の委託化を進める計画を策定。 (令和 2 年度から実施) ・年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、システム運用保守業務の契約内容の見直しによる節減。また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、同様の見直しによる契約額の削減。 (令和 3 年度から実施) ・心身障害者扶養保険事業において、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）」に基づき、令和 3 年度から保険契約者（地方公共団体）が機構に提出する年金給付保険金支払対象障害者の現況及び死亡の届出において、住民票の写しの添付を省略するなど事務を効 </p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 人材派遣職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、人材派遣料等を節減することができたこと等により、一般管理費、業務経費ともに中期計画を達成することができた。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55 歳を超える職員に対する給与体系の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は平成 30 年度から令和 3 年度の平均で 100.4 ポイントとなった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 節減の取組 経費節減に向けた取組として、職員等の人員配置の最適化による人材派遣料等の節減に努めている。また、事務消耗品等の購入単価の引下げを図るなど、費用負担の軽減に努めたことにより一般管理費、業務経費とともに中期計画を達成する見込みが立っている。</p> <p>○ 契約の適正化 契約の適正化に向けて、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施している。</p> <p>○ 評価 上記の取組等により、一般管理費及び業務経費の節減率は目標を達成する見込みであり、事務の効率化及び経費の節減に努めており、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> | <p>評定</p> | |

| | | | <p>率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者扶養保険事業において、「国が行う行政手続きに準じた押印の見直し」に準じて、令和3年度から各地方公共団体からの提出書類に係る様式の統廃合及び押印の省略など事務を効率化 <p>○「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。</p> <p>○「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく調達等合理化推進委員会においては、入札における仕様書等や随意契約とする理由の審議を徹底した。</p> <p>また、毎年度、契約監視委員会を開催し、当該年度の「調達等合理化計画(案)」(前年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む)の事前点検を行うとともに、前年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件について事後点検を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">競争性のある契約</th><th colspan="2">競争性のない随意契約</th><th colspan="2">合 計</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>30件</td><td>6.9億円</td><td>12件</td><td>4.2億円</td><td>42件</td><td>11.1億円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>35件</td><td>32.6億円</td><td>7件</td><td>0.4億円</td><td>42件</td><td>33.1億円</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>38件</td><td>15.3億円</td><td>19件</td><td>17.3億円</td><td>57件</td><td>32.6億円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>29件</td><td>9.9億円</td><td>5件</td><td>0.2億円</td><td>34件</td><td>10.1億円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達が競争性のある契約8件、競争性のない随意契約10件が含まれる。</p> <p>○「調達等合理化計画」に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。</p> <p>a 競争性のない随意契約に対する取組み</p> <p>会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。</p> <p>また、調達等合理化推進委員会において、対象となる随意契約全件の事前点検を行った。</p> <p>b 一者応札・応募に対する取組み</p> <p>機構ホームページにおいて公表している「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> | 年度 | 競争性のある契約 | | 競争性のない随意契約 | | 合 計 | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 平成30年度 | 30件 | 6.9億円 | 12件 | 4.2億円 | 42件 | 11.1億円 | 令和元年度 | 35件 | 32.6億円 | 7件 | 0.4億円 | 42件 | 33.1億円 | 令和2年度 | 38件 | 15.3億円 | 19件 | 17.3億円 | 57件 | 32.6億円 | 令和3年度 | 29件 | 9.9億円 | 5件 | 0.2億円 | 34件 | 10.1億円 | | |
|---------------------|---------------------|------------------------|---|--------|----------|--------|------------|--|-----|--|----|----|----|----|----|----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-------|-----|--------|----|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-------|-----|-------|----|-------|-----|--------|--|--|
| 年度 | 競争性のある契約 | | 競争性のない随意契約 | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 30件 | 6.9億円 | 12件 | 4.2億円 | 42件 | 11.1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 35件 | 32.6億円 | 7件 | 0.4億円 | 42件 | 33.1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 38件 | 15.3億円 | 19件 | 17.3億円 | 57件 | 32.6億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 29件 | 9.9億円 | 5件 | 0.2億円 | 34件 | 10.1億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 運営費交付 金を充当する | (3) 運営費交付 金を充当する | ○ 一般管理費等の 経費の節減について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|-------------------------|--|--|
| | <p>一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係</p> | <p>一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係</p> | <p>ては、中期目標を達成しているか。</p> | | |
|--|--|--|-------------------------|--|--|

| <p>る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること</p> | <p>る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。 <p>○ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は概ね国家公務員と同水準を維持している。</p> <p>○ 毎年度、給与水準の適正化に係る検証を行うとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに公表した。</p> <p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="1" data-bbox="955 1253 1962 1596"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>対国家公務員</th><th>地域勘案</th><th>学歴勘案</th><th>地域・学歴勘案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>114.5</td><td>101.4</td><td>111.5</td><td>99.4</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>115.7</td><td>102.7</td><td>112.7</td><td>100.4</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>116.5</td><td>103.4</td><td>113.2</td><td>100.9</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>116.2</td><td>103.1</td><td>113.2</td><td>100.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> | 年度 | 対国家公務員 | 地域勘案 | 学歴勘案 | 地域・学歴勘案 | 平成 30 年度 | 114.5 | 101.4 | 111.5 | 99.4 | 令和元年度 | 115.7 | 102.7 | 112.7 | 100.4 | 令和 2 年度 | 116.5 | 103.4 | 113.2 | 100.9 | 令和 3 年度 | 116.2 | 103.1 | 113.2 | 100.8 |
|---|---|---|-------|---------|------|------|---------|----------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 対国家公務員 | 地域勘案 | 学歴勘案 | 地域・学歴勘案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 114.5 | 101.4 | 111.5 | 99.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 115.7 | 102.7 | 112.7 | 100.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 116.5 | 103.4 | 113.2 | 100.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 116.2 | 103.1 | 113.2 | 100.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|---------------|--------------------------|-------------------|------------------------------|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 3－1 | 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和 3 年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|-----------|----------|-------|--------------|--------|--------|--------|--------|------------------|-------|-------|-------|-------|----|--------|--------|--------|--------|------------------|--|--|
| | | | 業務実績 | | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。 | 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に | <主要な業務実績> | <評定と根拠> 評定：B ○ 運営費交付金を充当して行う事業について、新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーが開催できなかったため、福祉医療経営指導収入が減少したものの、利用者負担に配慮しつつ適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた。 ○ 福祉医療機構債券の発行については、令和3年12月に当機構初のソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を32件獲得した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の対面方式に加え、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR(投資家向けの広報活動)を実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機関への意見表示を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、24.2億円の不要財産(現預金)を国庫納付(平成30年～令和3年度)した。 | <評定> 評定 B <評定に至った理由> ○自己収入の確保 自己収入の確保については、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により、福祉医療経営指導事業等で当初予定していた事業収入を下回ったものの、第4期中期目標期間を通じて、利用者負担に配慮しつつ、かつ事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた。 ○債権発行による資金調達 機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、ソーシャルボンドを発行するとともに、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及び投資家向けの広報を行ななど、円滑な資金調達がされている。 ○不要財産の国庫納付 平成29年度決算検査報告において、会計検査院より意見表示のあった労災年金担保貸付勘定における不要財産について、平成30年から令和3年度に国庫納付(24.2億円)を行っている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。 | | | (単位：千円) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>福祉医療経営指導事業収入</td><td>61,201</td><td>72,865</td><td>20,778</td><td>21,296</td></tr><tr><td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td><td>3,046</td><td>4,284</td><td>5,007</td><td>3,816</td></tr><tr><td>合計</td><td>64,247</td><td>77,148</td><td>25,785</td><td>25,112</td></tr></tbody></table> ○ 福祉医療機構債券の発行については、IR(投資家向け広報活動)を積極的に実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。 令和3年度は当機構初のソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を32件獲得した。 | 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 福祉医療経営指導事業収入 | 61,201 | 72,865 | 20,778 | 21,296 | 福祉保健医療情報サービス事業収入 | 3,046 | 4,284 | 5,007 | 3,816 | 合計 | 64,247 | 77,148 | 25,785 | 25,112 | <課題と対応> 特になし。 | <評価> ○評価 自己収入の確保、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、円滑かつ適切に行われており、所期 | |
| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉医療経営指導事業収入 | 61,201 | 72,865 | 20,778 | 21,296 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉保健医療情報サービス事業収入 | 3,046 | 4,284 | 5,007 | 3,816 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 64,247 | 77,148 | 25,785 | 25,112 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p> | <p>行っているか。</p> | <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIRを実施したこと等により、コロナ禍においても適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <p>なお、年金担保貸付事業においては、資金需要が予定を下回ったことから、令和2年度下期以降は発行を見送った。</p> <table border="1" data-bbox="1051 428 1749 826"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>IR 件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>39 件 (うち集合 IR1 件・3 機関参加)</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>44 件 (うち集合 IR3 件・32 機関参加)</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>53 件</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>24 件 (うち集合 IR1 件・20 機関参加)</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | IR 件数 | 平成 30 年度 | 39 件 (うち集合 IR1 件・3 機関参加) | 令和元年度 | 44 件 (うち集合 IR3 件・32 機関参加) | 令和 2 年度 | 53 件 | 令和 3 年度 | 24 件 (うち集合 IR1 件・20 機関参加) | | <p>の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> | |
|---------------------------------------|--|--|----|-------|----------|-----------------------------|-------|------------------------------|---------|------|---------|------------------------------|--|---------------------------------------|--|
| 年度 | IR 件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 39 件 (うち集合 IR1 件・3 機関参加) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 44 件 (うち集合 IR3 件・32 機関参加) | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 53 件 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 24 件 (うち集合 IR1 件・20 機関参加) | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>第 4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 95,500 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p>当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--|---|----|-----|----------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---|---------|--|--|
| 3 不要資産の国庫納付 | <p>第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付すること。</p> <p>第 6 第 5 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> | <p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p> | <p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成 29 年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議のうえ、以下のとおり国庫納付した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>納付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>7.3 億円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>5.5 億円</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>5.2 億円</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>6.2 億円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>24.2 億円</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 納付額 | 平成 30 年度 | 7.3 億円 | 令和元年度 | 5.5 億円 | 令和 2 年度 | 5.2 億円 | 令和 3 年度 | 6.2 億円 | 計 | 24.2 億円 | | |
| 年度 | 納付額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | 7.3 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 5.5 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | 5.2 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | 6.2 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 24.2 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | <p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

| | 平成30年度（初年度） | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度（最終年度） |
|------------------|-------------|-------|-------|--------|-------------|
| 前期中(長)期目標期間繰越積立金 | 300 | 291 | 286 | 283 | |
| 目的積立金 | - | - | - | - | |
| 積立金 | - | 2,748 | 5,347 | 10,979 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| その他の積立金等 | - | - | - | - | |
| 運営費交付金債務 | - | - | 944 | 564 | |
| 当期の運営費交付金交付額（a） | 2,548 | 2,238 | 3,975 | 2,517 | |
| うち年度末残高（b） | - | - | 944 | 564 | |
| 当期運営費交付金残存率（b÷a） | - | - | 24 | 22 | |

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 4—1 | 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--|--|---|------|-----------|----------|--|-------|--|--|---|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | | | | |
| 第6 その他業務運営に関する重要な事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な目標は、次のとおりとする。 なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。 | 第8 その他業務運営に関する重要な事項 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 | <主要な業務実績> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援する観点から、業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。 <table border="1" data-bbox="1079 1437 1826 2055"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な見直し内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 ・WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 </td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 </td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 主な見直し内容 | 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 ・WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 | 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 | <評定と根拠> 評定：B ○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。 なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、インターネット等を通じて全職員に対しても発信した。 また、四半期毎の経営企画会議の開催に加えて、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、書面形式での報告を確立するなど、トップマネジメントの推進を図った。 ○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP(業務継続計画)に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した。 | 評定 B <評定に至った理由> ○組織における情報共有等 役員会(月一回)、経営企画会議(四半期毎)、役員連絡会議(週一回)を通じて、重要事項等に関する組織としての意思決定、経営判断及び機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底等について、対面開催に限らず、感染対策としての書面開催、インターネット等を通じての迅速かつ的確な情報共有など、意思決定や情報伝達手段において工夫を凝らして実施していることが認められる。 ○業務運営体制の見直し 福祉医療に係る事業の健全な発展を支援するための組織見直しを継続的に実施し、時勢に応じた体制の見直し・強化を行うことで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。 ○WAM NET 基盤の活用 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による各種業務や会議等の実施が困難となったため、各部署と連携を図りWAM NET基盤及びWeb会議サービス等を活用し、福祉保健医療施策の推進を維持するとともに、機構各事業の事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。 ○評価 |
| 年度 | 主な見直し内容 | | | | | | | | | | |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 ・WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 | | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| <p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持する。</p> | <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等支援の観点から、扶養保険課と支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設。 ・リスク管理債権の増加等を踏まえ、「債権課」を「債権第一課」と「債権第二課」に分割。 ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資申込みに迅速に対応するため、組織横断的な「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置。 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万全な情報セキュリティ体制の構築及び政府統一基準に準拠した機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設。 ・業務運営体制の強化を図るため、「福祉医療貸付部」と「新型コロナウイルス対策融資業務室」を統合・再編のうえ、「新型コロナウイルス対応支援室」を創設。 ・経営サポートセンターの各グループの機能を明確化するため、再編。 | <p>○ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP（業務継続計画）に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した。（危機管理対策本部会議：5回）</p> <p>令和3年度においては、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針を踏まえた機構の対応を検討のうえ、都度周知した。（危機管理対策本部会議：1回、機構の対応方針のメール周知：17回）</p> <p>○ トップマネジメント機能が有効に發揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p> | <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を支援するための組織見直しを継続的に実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、各部署と連携のうえ、WAM NET 基盤（メール一括配信機能やセキュリティの高い連絡・掲示板システム等）及びWeb会議サービス等を活用し、福祉保健医療施策を推進するとともに、機構各事業の事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <p>組織としての迅速かつ的確な意思決定、情報の共有化及び問題意識の統一を徹底するとともに、時勢に応じた組織体制の見直し・強化、事業間の連携による効率的な業務運営の実施など、組織全体として効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に取り組んでおり、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> |

| | | <p>持・強化する。</p> <p>(3) 多岐にわたる事業を実施している機関の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化とともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能な WAM NET 基盤を活用し、次のとおり、各年度において機関業務の効率的な実施を推進した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th><th style="width: 90%;">主な取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">平成 30 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーコンサルタントとの連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和 元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和 2 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和 3 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関と専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 </td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機関の各業務において、以下のとおり WAM NET 基盤や Web 会議サービスを活用した取組みを行った。 <p style="padding-left: 2em;"><Web 会議サービスの活用></p> <p style="padding-left: 2em;">a 福祉医療貸付事業に係る融資相談、債権管理に係る代表者ヒアリング及び地方銀行協会との打合せ会議等</p> | 年度 | 主な取組み | 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーコンサルタントとの連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 | 令和 元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 | 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 | 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関と専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 | |
|-------------|---|--|---|--|----|-------|-------------|---|-----------|---|------------|---|------------|---|--|
| 年度 | 主な取組み | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザーコンサルタントとの連絡用掲示板システムの構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡システムの構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡システムの構築 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関と専用連絡システムの構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用の連絡システムの構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡システムの構築 | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>b 経営支援事業に係るコンサルティング業務</p> <p>c 社会福祉振興助成事業に係る助成相談及び中間支援組織（NPO センター等）を活用した助成説明会</p> <p>d 「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」、「心身障害者扶養保険資金運用委員会」、「WAM NET 事業推進専門委員会」などの外部委員が参画する各種委員会</p> <p>e 福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事務手続きに関する全国銀行協会との会議</p> <p>f 財務省、厚生労働省など所管部局との打合せ等の会議</p> <p><WAM NET 基盤の活用></p> <p>a 福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関に対する業務説明等について、専用掲示板へ資料及び説明動画を掲載することで、平時と遜色のない業務説明体制を実現。</p> <p>b 新型コロナウイルス対応支援資金の融資制度を周知するため、融資案内動画等を WAM NET に掲載し、より分かりやすく情報提供を実施。</p> <p>c 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた医療機関や社会福祉施設等の今後の経営の在り方及び組織運営等をテーマとした「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「社会福祉法人会計実務セミナー財務管理編・経営環境対応編」、「介護老人保健施設経営セミナー」等をオンラインセミナーとして配信。</p> <p>d 福祉医療経営指導事業が実施する各種調査を Web で実施する仕組みを構築して、「社会福祉法人経営動向調査」等を円滑かつ効率的に実施。</p> <p>e 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を WAM NET に掲載し、NPO 法人等社会福祉の振興に寄与する非営利法人向けに情報提供を実施。</p> <p>f 社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化を図るため、審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うための専用連絡システムの機能を充実。</p> <p>g 退職手当共済事業において、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、共済契約者あてに新型コロナウイルス感染症対応に係る通知や退職届作成システムの利用促進に係る案内等を送信。</p> <p>h 年金担保貸付利用者1万人を対象としたアンケート調査</p> | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>結果の公表にあたり、WAM NET 基盤を活用し、受託金融機関担当者が速やかに閲覧できる環境を整備。</p> <p>i 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援。</p> <p>j WAM NET 基盤によるメール一括配信機能を活用し、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援。</p> <p>k 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を WAM NET に掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて平時と遜色のない情報提供を実施。</p> <p>○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。</p> <p>○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構事業への理解・支持促進に努めた。</p> <p>○ 寄付月間（Giving December）「賛同パートナー」の登録を引き続き行い、機構ホームページ上の「ご寄附のお願い」ページに寄付月間ロゴを掲載するなど、機構の認知度及び社会的な信頼性を高めるとともに、寄付金獲得の一助となる活動を実施した。</p> <p>○ WAM NET やメールマガジン、Twitter 等を積極的に活用し、それぞれの媒体の特徴を活かし相乗的に広報することで、新型コロナ関連情報をはじめとする各種情報の効果的な拡散を図った。</p> <p>また、Twitter の発信については、新たに「Twitter カード」を導入し、サムネイル画像やタイトル等の投稿内容が広く表示され、より閲覧者に訴求するよう充実化を図った。</p> | | |
|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|---------|--------------------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 4—2 | 内部統制の充実 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
|-----------|-----------|--|--|---|--|-----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | |
| 2 内部統制の充実 | 2 内部統制の充実 | <p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。 <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>なし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンス委員会については、定期的に開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のインターネットを通じて、役職員で認識を共有した。また、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 ○ 定期的にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内インターネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 ○ 令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、ガバナンス委員会を原則として四半期毎に書面で開催したことに加え、リスク管理の観点から、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況については資料配布による月次報告を行った。 ○ これらの内容については、機構内インターネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。 ○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 <p>また、各年度の内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、次年度の内部監査計画を策定し</p> | <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。 ○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 <p>また、各年度の内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等をとりまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、次年度の内部監査計画を策定した。</p> | <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制の充実 内部統制については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図るために、全役職員向けコンプライアンス研修を開催、 ・ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているか総合点検を実施、 ・ 内部監査の実施により検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直し、等により、更なる充実を図るとともに、各年度の内部監査結果に基づき、リスク管理上の課題の分析・定量評価をした上で、次年度の内部監査計画を作成するなど、内部統制が有効に機能するための取組を着実に実施している。 <p>○ 情報セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策として、サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ インシデント発生時における対応訓練、 ・ サイバー攻撃への対応事例等をテーマとした研修の受講、 ・ 標的型攻撃メール対応訓練、 | <p>評定</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> | <p>規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p> | <p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいます。 ○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群が改定されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程の改定を行うとともに、改定の要点をまとめた資料を作成し役職員への着実な周知を図った。 ○ サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室等と連携し、情報セキュリティインシデント発生時における対応訓練を実施するとともに、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対応訓練やセキュリティ研修を実施するなど、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修などの情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。 ○ 現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なWeb会議サービスを厳選し、顧客等とのコミュニケーションの安全を確保した。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ研修、等の実施により、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図り、セキュリティ対策の強化に努めている。 また、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群が改定されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等、関係規程の改定及び役職員への着実な周知を図った。 さらに、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施するなど、情報セキュリティ対策の更なる高度化に努めている。 <p>○評価</p> <p>上記の取組により、内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでおり、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> |
|--|--|--|--|--|

| | | <p>b 技術的対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>主な取組み内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・メール中に埋め込まれた URL（インターネットへのリンク）を無効化 ・外部メール受信時の確認画面に、「後で確認」ボタンを追加し、事後確認を可能とする機能を追加 </td></tr> <tr> <td>令和 元年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち込み PC 検知機能の導入（ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると、管理者に通知する機能を追加） </td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましメールのブロック機能強化 ・メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 </td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」（第 3.0 版）に基づき厳格化 </td></tr> </tbody> </table> <p>c 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC 端末の更新に伴い、端末に情報が残らないシンクライアント端末への移行 <p>d 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う Web 会議サービスの導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。</p> | 年度 | 主な取組み内容 | 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・メール中に埋め込まれた URL（インターネットへのリンク）を無効化 ・外部メール受信時の確認画面に、「後で確認」ボタンを追加し、事後確認を可能とする機能を追加 | 令和 元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・持ち込み PC 検知機能の導入（ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると、管理者に通知する機能を追加） | 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましメールのブロック機能強化 ・メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 | 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」（第 3.0 版）に基づき厳格化 | | |
|-------------|---|--|----|---------|-------------|---|-----------|---|------------|---|------------|---|--|--|
| 年度 | 主な取組み内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・メール中に埋め込まれた URL（インターネットへのリンク）を無効化 ・外部メール受信時の確認画面に、「後で確認」ボタンを追加し、事後確認を可能とする機能を追加 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・持ち込み PC 検知機能の導入（ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると、管理者に通知する機能を追加） | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・なりすましメールのブロック機能強化 ・メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 3 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」（第 3.0 版）に基づき厳格化 | | | | | | | | | | | | | |

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|----------|--------------------------|-------------------|----------------------------|-----|-----|-----|---|
| 4—3 | 人事に関する事項 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 令和3年度行政事業レビューシート番号 802・848 | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年 度値 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
|--|---|---------------------------------------|---|--|--|---|--------------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | |
| 3 人事に関する事項 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。 | 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし | <主要な業務実績> ○ 育児・介護等との両立支援を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。 つ s | <評定と根拠> 評定：B ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備するとともに、出産や育児及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進した。 また、女性活躍や働き方改革を推進する観点から、専門家を講師に招きワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。 さらに、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得状況、時間外勤務実績等を経営企画会議等で報告を行った。 ○ 人材の確保・育成 人材の確保・育成対策として、・業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的とした通信教育等による職員研修の実施、 ○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び専門研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を また、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。 | 評定と根拠 評定：B ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備するとともに、出産や育児及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進した。 また、女性活躍や働き方改革を推進する観点から、専門家を講師に招きワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。 さらに、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得状況、時間外勤務実績等を経営企画会議等で報告を行った。 ○ 人材の確保・育成 人材の確保・育成対策として、・業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的とした通信教育等による職員研修の実施、 ○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び専門研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を また、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。 | 評定 B <評定に至った理由> ○女性活躍や働き方改革の推進 育児・介護等との両立支援を 推進するため、 ・次世代育成支援対策推進法等 に基づく一般事業主行動計画を 策定及び公表、 ・職員に対する出産・育児及び 介護に関する支援制度の継続的 な周知、産前産後休暇、育児休 業及び復帰後の職員のための相 談体制をの確保など、職員が各 種支援制度を利用しやすい環境 作り、 ・年次有給休暇の取得状況等を 経営企画会議等での報告による 管理の徹底、 等の実施により、女性活躍や働 き方改革の推進に取り組んでい る。 ○人材の確保・育成 人材の確保・育成対策として、 ・業務に必要な知識・技術の習 得、職員の能力開発等を目的と した通信教育等による職員研修 の実施、 ・さらに、貸付部門に所属する 職員に対しては金融業務機能の 強化を目的とした通信教育の実 施、 ・人材の確保・育成に係る方針 の策定、 ・民間金融機関等との人事交流 の実施、 など、より専門性の高い職員の 育成・確保に努めている。 | 評定 評定 |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|--|
| | | | <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合又は当該接種により副反応が発生し療養する必要がある場合に取得できる特別有給休暇を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更なる感染拡大に備え、機構の BCP 対策に資するものとして、在宅勤務が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。 ○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。 ○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。 ○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。 ○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有能力を習得するための専門研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育を実施した。 ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。 | <p>実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、令和2年4月の緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施するとともに、在宅勤務及び出勤停止の制度等を創設した。また、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の特別有給休暇を創設した。 ○ 更なる感染拡大に備え、機構の BCP 対策に資するものとして、在宅勤務が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。 <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> | <p>○新型コロナウイルス感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、個々の職員の事情に応じた特別有給休暇の創設、時差出勤及び在宅勤務等の活用による事務所内の感染予防対策の徹底に努めている。</p> <p>○評価</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実など、時勢に沿った人事施策の改善充実に取り組んでおり、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> | |
| (2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るために、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。 | (2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るために、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を行っている。 | 2 施設及び設備に関する計画なし 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療 | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|--|--|
| | 機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。 | | | | |
|--|-----------------------------------|--|--|--|--|

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)